

第7期和泉市障がい福祉計画・
第3期和泉市障がい児福祉計画
(素案)
(令和6年度～令和8年度)

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定方針	3
4. 計画策定の取組み	3
5. 前期計画の成果目標の進捗・達成状況	5
第2章 障がいのある人の現状と課題	9
1. 障がいのある人の状況	9
2. アンケート調査結果の概要（障がい者分）	18
3. アンケート調査結果の概要（障がい児分）	29
4. 障がい児・者福祉に関する課題	41
第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本理念	43
1. 計画の基本理念	43
第4章 第7期障がい福祉計画	44
1. 計画の基本方針	44
2. 障がい者福祉施策の方向性	46
3. 計画の重点目標及び成果目標	50
4. 計画の活動指標（障がい福祉サービス等の見込量及び見込量の確保方策） ..	59
第5章 第3期障がい児福祉計画	91
1. 計画の基本方針	91
2. 障がい児福祉施策の方向性	92
3. 計画の重点目標及び成果目標	97
4. 計画の活動指標（障がい児支援等の見込量及び見込量の確保方策）	101
第6章 計画の推進体制	105
1. 計画の推進体制	105
2. 計画の進行管理	105
3. 障がい者施策推進協議会等の体制	107

第1章 計画策定にあたって

I. 計画策定の趣旨

近年、国では「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」等が施行され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人の権利が保障されるよう、法律や制度の整備を進めるとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るため、令和5年3月に第5次障害者基本計画を策定しました。

本市では、第4次和泉市障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もみんないきいき 共に暮らせるまち・和泉」の実現を目指すため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」に基づき、令和5年度を目標年度として「第6期和泉市障がい福祉計画」及び「第2期和泉市障がい児福祉計画」を策定し、取組みを進めてきました。

「第6期和泉市障がい福祉計画」では、あらゆる市民を「支え手」「受け手」に分けてしまうのではなく、一人ひとりが役割を持ち互いに支え合うことができる「地域共生社会」の構築により、障がいのある人や高齢者、子どもを含むすべての人が生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現を目指した取組みの推進を、また、「第2期和泉市障がい児福祉計画」では、発達障がいを含む障がいのある子どもの地域での豊かな生活をはぐくむための施策の充実を図ることとしていました。

このたび、「第6期和泉市障がい福祉計画」及び「第2期和泉市障がい児福祉計画」の計画期間が終了となることから、これまでの計画の取組みを引き継ぐとともに、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方等を踏まえ、令和6年度から3年間の「第7期和泉市障がい福祉計画」及び「第3期和泉市障がい児福祉計画」を策定するものです。

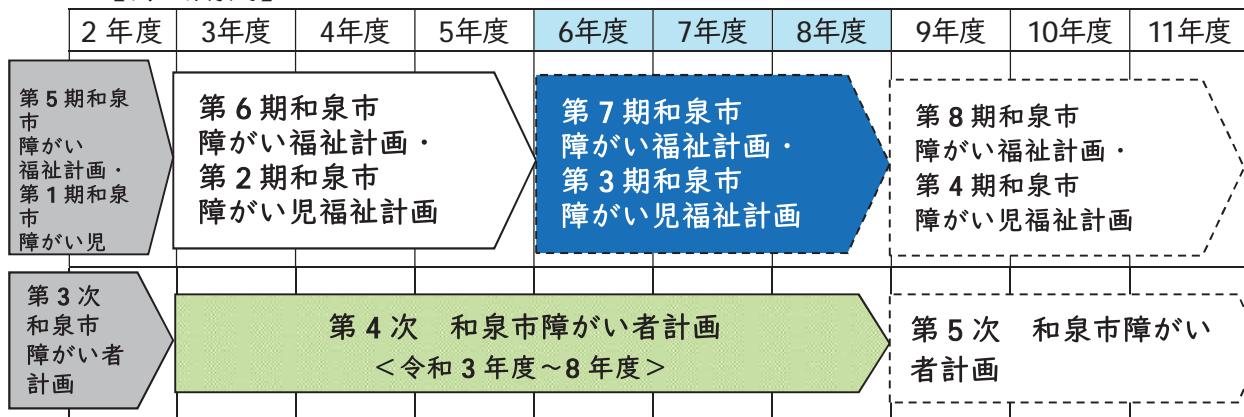
なお、本計画では、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援や、地域生活への移行・地域生活の継続の支援、また就労支援等の課題に対応したサービス提供体制整備のさらなる推進を目指します。

2. 計画の位置づけと期間

本計画は、「障害者総合支援法」の第88条第1項に基づく『市町村障害福祉計画』として、また、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく『市町村障害児福祉計画』として策定するものです。令和8年度を目標年度とする成果目標を設定するとともに、令和6年度から8年度までのサービス見込量や確保方策等を設定しています。

計画の策定にあたっては、国が策定する障害者基本計画や基本指針、大阪府が策定する大阪府障がい者計画を踏まえ、本市の障がい者施策の方向性を示す「第4次和泉市障がい者計画」に掲げる最重点施策の1つである「地域での生活基盤づくり」の推進のため、相談支援の充実、生活の支援、就労等の社会参加の促進、障がい児支援の充実等に関し、具体的な施策の推進を図るとともに「和泉市地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「こども・子育て応援プラン」などの関連する他の計画との調和を保たれるようにしています。

【計画期間】



3. 計画の策定方針

本計画の策定にあたって、基本的な考え方として以下のとおり定めます。

- ・目的や目標として、基本理念や基本方針を基に和泉市としての施策の方向性などを分かりやすく明記します。
- ・「国の基本指針」及び「府の基本的な考え方」を踏まえつつ、和泉市として課題を整理し、施策の方向性として明記します。
- ・施策の方向性を明記するための課題等を整理するため、市民アンケート及び事業者アンケートを実施します。
- ・施策の方向性のうち、特に重要な課題として重点目標や成果目標を位置付ける。
- ・施策の結果（アウトプット）が成果目標（アウトカム）に対し、定性的、定量的にどれだけ影響をもたらしたか評価します。
- ・施策の結果を達成するためのインプットとして、関連事業の活動指標を設定します。
- ・成果目標を達成するため、和泉市障がい者地域自立支援協議会及び専門部会等での具体的な取組みを明記します。
- ・成果目標に対する進行管理を障がい者施策推進協議会で行うことにより、PDCAサイクルの実効性を確保します。
- ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、団体自治としてのサービスの提供体制の確保等に関する計画であり、住民自治（地域福祉）のあり方や展開については、地域福祉計画を関連計画とした障がい者計画において整理します。
- ・計画策定スケジュールを管理します。

4. 計画策定の取組み

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉関係者、当事者団体等の参画のもとに、可能な限り幅広い意見の聴取と、施策に係る広報・啓発に努めました。

① 和泉市障がい者施策推進協議会の開催

本計画の策定にあたり、障がいのある人に関する施策の点検・評価等を行う機関として設置されている「和泉市障がい者施策推進協議会」により、学識経験者、福祉関係者、当事者団体など、それぞれの立場から幅広い意見をいただきました。

② 当事者アンケート調査の実施

障がい者手帳の所持者などを対象に、現在の暮らしの問題や課題、現状の施策に対する評価などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

- ・調査方法：身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者、障がい児サービスの利用者などを対象に、郵送配布・郵送回収（web回答を併用）にて実施
- ・調査期間：令和5年8月7日（月）～8月23日（水）
- ・対象者数：2,515人（18歳以上1,865人、18歳未満650人）
- ・回収数：18歳以上 645件（回収率34.6%、うちweb回答58件）
18歳未満 210件（回収率32.3%、うちweb回答44件）

③ 事業所アンケート調査の実施

市内の障がい福祉サービス等の提供事業者を対象に、サービス等の提供状況・今後の見通しなどを把握するため、アンケート調査を実施しました。

- ・調査方法：web回答にて実施
- ・調査期間：令和5年8月4日（金）～8月21日（月）
- ・対象者数：215事業所（障がい福祉176事業所、障がい児福祉39事業所）
- ・回収数：障がい福祉 95事業所（回収率54.0%）
障がい児福祉 33事業所（回収率84.6%）

④ パブリックコメントの実施

- ・日 程：
- ・公 開：
- ・閲 覧：
- ・募集方法：
- ・募集結果：

5. 前期計画の成果目標の進捗・達成状況

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児計画では、令和5年度を目標年次とする成果目標を設定しています。その進捗・達成状況を整理しました。

(1) 第6期障がい福祉計画

① 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数は、令和元年度末時点では92人でしたが、令和4年度末時点では88人と削減しており、また、施設から共同生活援助に移行するなど地域生活の移行は徐々に進んでいます。

【成果目標】

	令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
福祉施設入所者数	91人	88人
地域生活移行者	10人	6人
入所者の削減数	1人	2人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場として障がい者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）の下部組織である「地域移行部会」を設置しており、地域で生活を送る精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を行いました。

【成果目標】

	令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
精神病床における1年以内の地域での平均生活日数	316日	日
精神病床における1年以上の長期入院患者数	243人	275人
精神病床における退院率	入院後3か月時点 69% 入院後6か月時点 86% 入院後12か月時点	%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	6人	11人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回

※空白部分は国による集計が未実施のため。

③ 地域生活の支援

自立支援協議会の下部組織である「地域生活支援拠点部会」において拠点整備に関する検討を行い、令和2年度に面的整備として短期入所を活用した事前登録制による地域生活支援拠点の整備を行いました。

整備後は、事前登録制の促進を図るとともに、その機能強化について地域生活支援拠点部会において検討を行い、また、自立支援協議会において検証を行いました。

【成果目標】

	令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
自立支援協議会における検証	年1回以上	年3回
地域生活支援拠点部会における検討	年1回以上	年1回

④ 就労支援の充実

自立支援協議会の下部組織として「就労支援部会」を設置し、「一般就労への移行」及び「工賃向上」をテーマに取組みを行いました。

「一般就労への移行」については、就労支援機関との連携体制の強化や企業との協力体制の構築に取り組みました。令和4年度末実績では成果目標とほぼ同程度の就労者数でした。

また、「工賃向上」については、就労継続支援B型事業者による受注の協力体制を構築し、企業に受注に関する周知等を行い、令和4年度末実績では成果目標を大きく上回ることができました。

しかしながら、一般就労への移行後に就労定着支援を利用する割合は成果目標の達成に至っていない状況です。

【成果目標】

	令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	44人	42人
就労移行支援事業	16人	24人
就労継続支援 A型事業	7人	3人
就労継続支援 B型事業	17人	15人
生活介護・自立訓練	4人	0人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち就労定着支援事業を利用する人の割合	7割以上	4.6割
就労定着支援事業所による一年後の就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	10割
就労継続支援 B型事業所における平均工賃月額	11,990円	12,916円

⑤ 相談支援体制の充実

和泉市では、平成26年度より障がい者基幹相談支援センターを設置しており、相談支援体制の整備に取り組みました。

相談支援体制の整備・強化にあたっては、自立支援協議会の下部組織として「相談支援部会」を設置し、基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター（委託相談）・市内の特定相談支援事業者により質の向上やネットワークの構築に取り組みました。

【成果目標】

	令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
基幹相談支援センターの設置	1か所	1所
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	6件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組み	6回	6回

⑥ 障がい者地域自立支援協議会の活性化

自立支援協議会の活性化に向けて各種部会において取組みを進めています。また、専門部会の取組み以外にも障がい者の自立支援の体制整備に向けて、幅広く検討を行う場として「支援の質向上プロジェクトチーム」を設置し、障がい福祉サービス事業者の質の向上や社会資源の見える化・開発等に取り組みました。

(2) 第2期障がい児福祉計画

○障がい児支援の提供体制の整備等

本市では既に児童発達支援センターを1か所設置しており、地域における中核的な支援施設として位置づけ、地域の障がい児の発達支援の入口として、重層的な障がい児支援体制の構築に努めています。

保育所等訪問支援については、実施施設は5施設と拡充しました。

市内の重症心身障がい児の対象施設についても、児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所が5か所と拡充し、重症心身障がい児の通所支援体制を整えつつあります。

医療的ケア児の心身の状況に応じた保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるような協議の場については、令和5年度に自立支援協議会子ども部会として位置付けています。医療的ケア児に関するコーディネーターについては、2人配置し、協議の場で共有された課題について整理・検討を進めています。

【成果目標】

		令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
①	児童発達支援センター	1か所	1か所
②	保育所等訪問支援 実施施設数	3施設	5施設
③	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	4か所
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	2か所	5か所
④	医療的ケア児支援のための協議の場	設置	設置
	医療的ケア児に関するコーディネーター	1人	2人

第2章 障がいのある人の現状と課題

I. 障がいのある人の状況

(1) 人口と手帳所持者の状況

本市の人口は微減傾向にありますが、障がい者手帳の所持者は、年々増加しています。

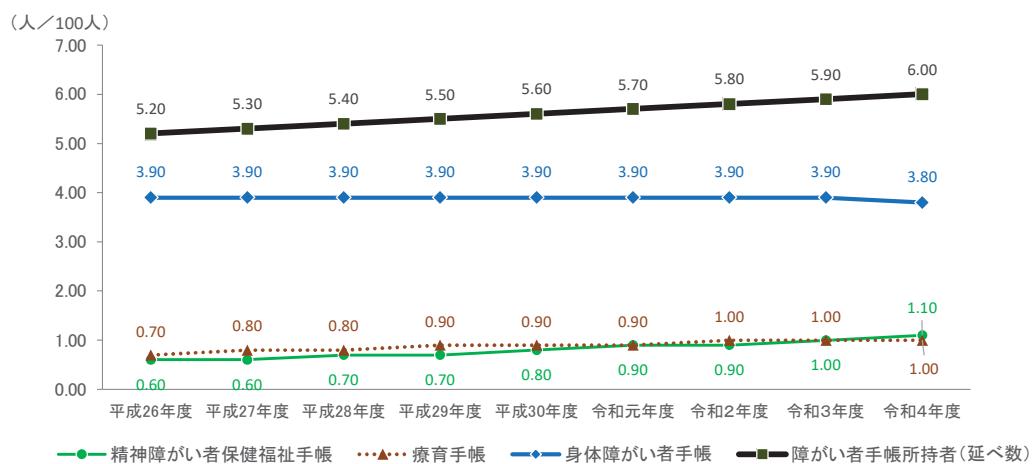
障がい者手帳の所持者のうち、身体障がい者手帳の所持者は、ほぼ横ばいでですが、療育手帳（知的障がい）と精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増えています。

【人口と障がい者手帳の所持者の動向】

図 人口と障がい者手帳の所持者の推移



図 障がい者手帳所持者の対人口比率の推移



資料：住民基本台帳及び障がい福祉課調べ（各年度末）

【障がい者手帳の所持者】

	平成 29年度末	平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末
住民基本台帳人口	185,936人	185,890人	185,790人	184,813人	184,185人	183,214人
障がい者手帳所持者 ※1	10,237人	10,430人	10,636人	10,684人	10,788人	10,982人
所持者の人口比率	5.5%	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	6.0%
身体障がい者手帳	7,214人 (70.5%)	7,235人 (69.4%)	7,214人 (67.8%)	7,176人 (67.2%)	7,122人 (66.0%)	7,013人 (63.9%)
療育手帳	1,631人 (15.9%)	1,697人 (16.3%)	1,755人 (16.5%)	1,773人 (16.6%)	1,805人 (16.7%)	1,909人 (17.4%)
精神障がい者保健 福祉手帳	1,392人 (13.6%)	1,498人 (14.3%)	1,667人 (15.7%)	1,735人 (16.2%)	1,861人 (17.3%)	2,060人 (18.7%)

資料：住民基本台帳及び障がい福祉課調べ（各年度末）

※1：手帳の重複所持者を含む総数

(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

令和4年度末の身体障がい者手帳の所持者は、18歳未満が144人で、18歳以上が6,869人となっており、平成26年度末以降ほぼ横ばい傾向でしたが、令和元年以降は微減傾向にあります。

令和4年度末の年齢3区分別の人数をみると、18歳未満は144人(2.1%)であり、18~64歳は1,764人(25.1%)、65歳以上は5,105人(72.8%)となっています。

【身体障がい者手帳所持者の推移 18歳未満・18歳以上別】

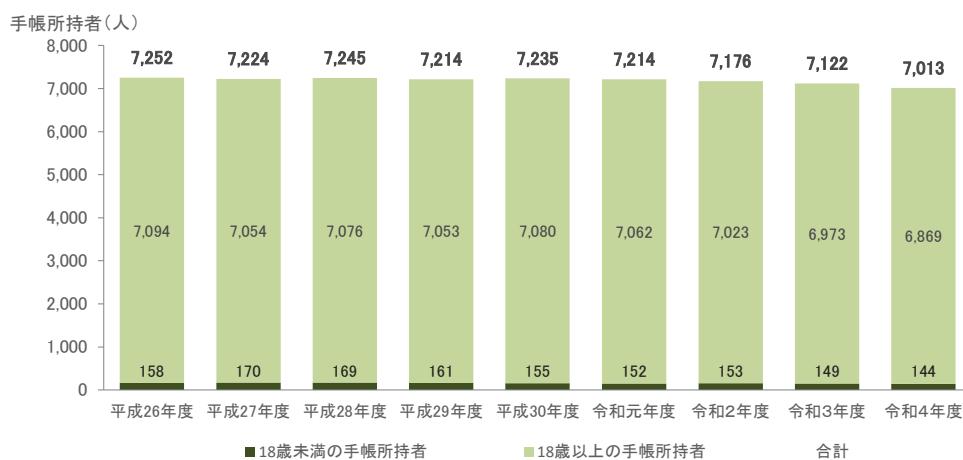
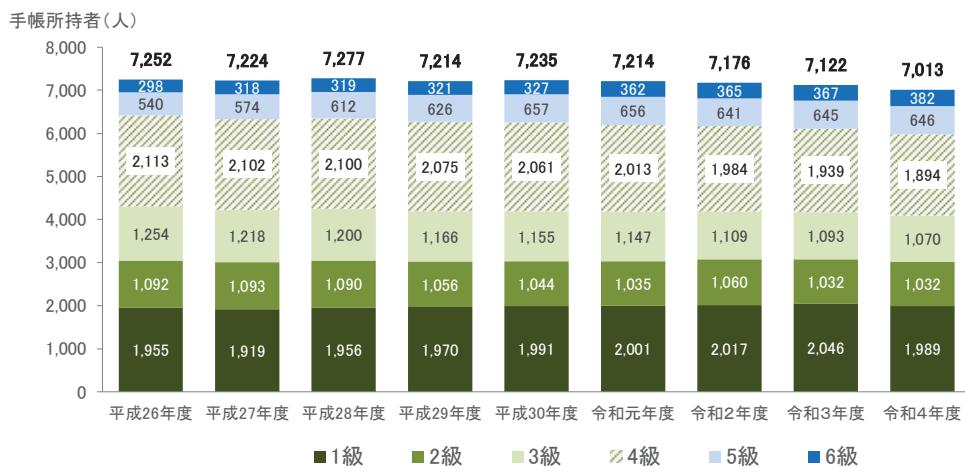


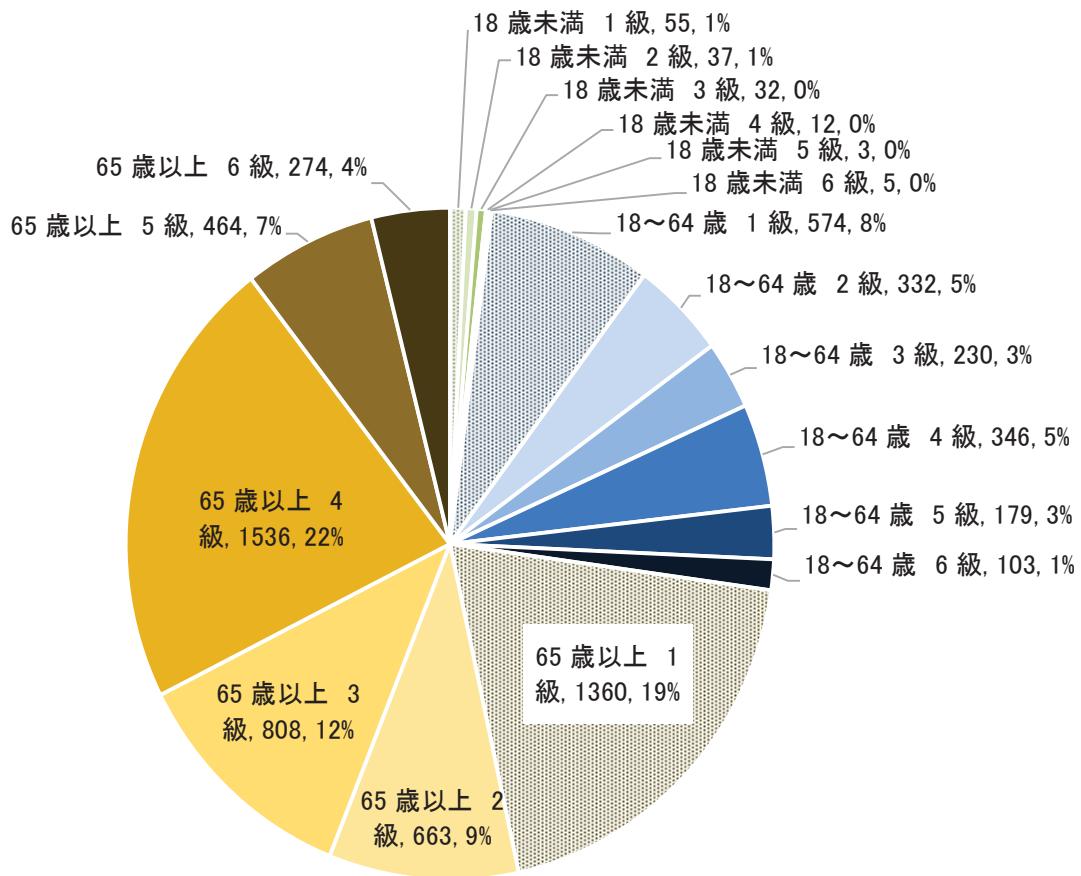
図 身体障がい者手帳所持者の級別推移



資料：障がい福祉課調べ（各年度末）

【身体障がい者手帳 年齢3区分別・等級（令和4年度末）】

図 身体障がい者手帳 部位別・年齢3区分別・等級（令和4年度末）



資料：障がい福祉課調べ

【身体障がい者手帳 部位別・年齢3区分別・等級（令和4年度末）】

(単位：人)

障害部位	等級	0～17歳	18歳～64歳	65歳以上	合計
視覚障がい	1級	5	39	86	130
	2級		41	124	165
	3級		7	21	28
	4級		9	32	41
	5級		24	61	85
	6級		4	17	21
	計	5	124	341	470
聴覚・平衡機能障がい	1級		9	17	26
	2級	16	53	43	112
	3級	5	10	38	53
	4級	3	18	84	105
	5級		2	1	3
	6級	4	23	118	145
	計	28	115	301	444
音声・言語・そしやく機能障がい	1級		1	1	2
	2級		1	3	4
	3級		6	27	33
	4級		16	15	31
	5級		0		0
	6級		0		0
	計	0	24	46	70
肢体不自由	1級	31	207	320	558
	2級	21	223	475	719
	3級	15	142	503	660
	4級	3	194	978	1,175
	5級	3	153	402	558
	6級	1	76	139	216
	計	74	995	2,817	3,886
内部障がい	1級	19	318	936	1,273
	2級		14	18	32
	3級	12	65	219	296
	4級	6	109	427	542
	5級		0		0
	6級		0		0
	計	37	506	1,600	2,143
合計	1級	55	574	1,360	1,989
	2級	37	332	663	1,032
	3級	32	230	808	1,070
	4級	12	346	1,536	1,894
	5級	3	179	464	646
	6級	5	103	274	382
	計	144	1,764	5,105	7,013

資料：障がい福祉課調べ（各年度末）

(3) 療育手帳所持者の状況

令和4年度末の療育手帳の所持者は、18歳未満が556人で、18歳以上が1,353人となっており、平成26年度末に比べて1.18、1.47倍となっています。

令和4年度末の年齢3区分別の人数をみると、18歳未満は556人(29.1%)であり、18~64歳は1,276人(66.9%)、65歳以上は77人(4.0%)となっています。

【療育手帳所持者の推移 18歳未満・18歳以上別】

図 療育手帳所持者の推移(18歳未満・18歳以上別)

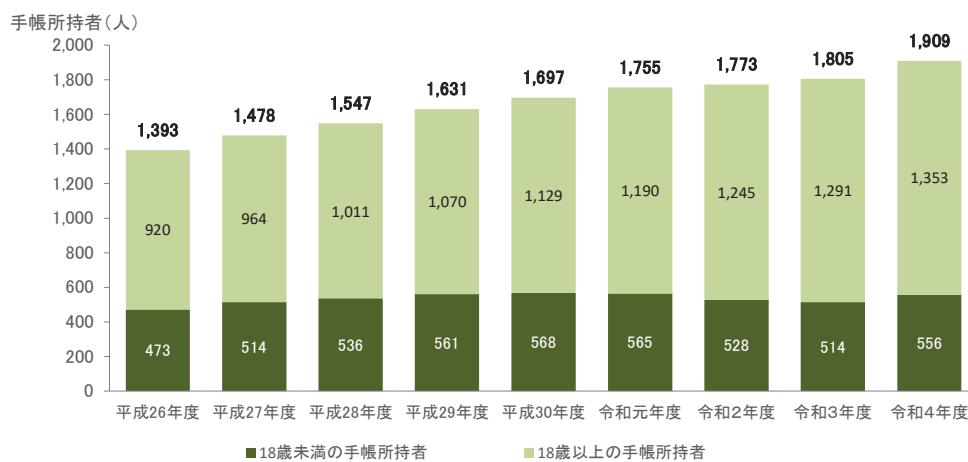


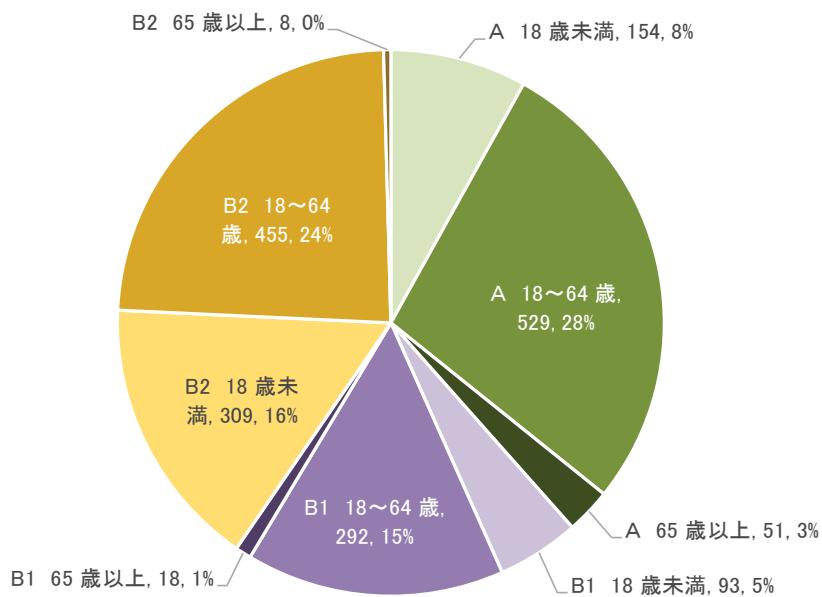
図 療育手帳所持者の級別推移



資料：障がい福祉課調べ（各年度末）

【療育手帳 年齢3区分別・判定（令和4年度末）】

図 療育手帳所持者 年齢3区分別・判定（令和4年度末）



資料：障がい福祉課調べ

【療育手帳 年齢3区分別・判定（令和4年度末）】

	18歳未満		18~64歳		65歳以上		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
A	154	27.7	529	41.4	51	66.2	734	38.5
B1	93	16.7	292	22.9	18	23.4	403	21.1
B2	309	55.6	455	35.7	8	10.4	772	40.4
計	556	100.0	1,276	100.0	77	100.0	1,909	100.0

資料：障がい福祉課調べ

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

令和4年度末の精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、2,060人となっており、平成26年度末に比べ1.86倍となっています。

令和4年度末の年齢3区分別の人数をみると、18歳未満は126人(6.1%)であり、18~64歳は1,576人(76.5%)、65歳以上は358人(17.4%)となっています。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移】

図 精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移（18歳未満・18歳以上別）

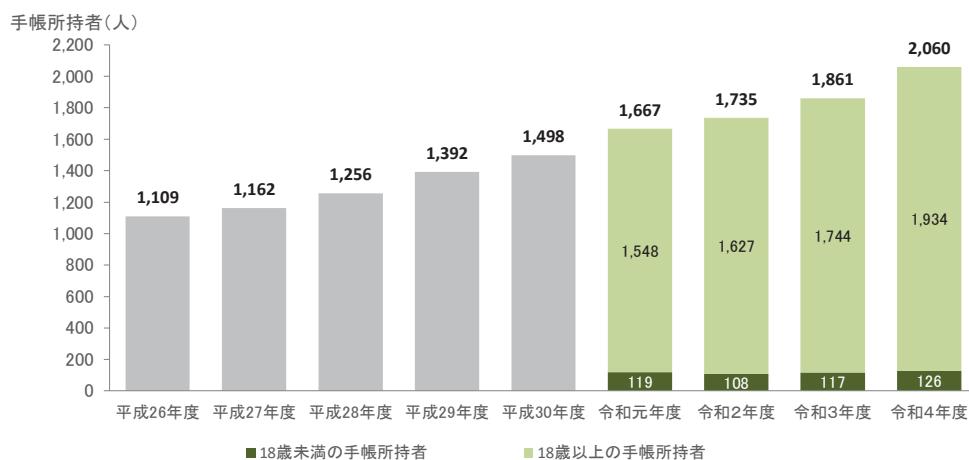


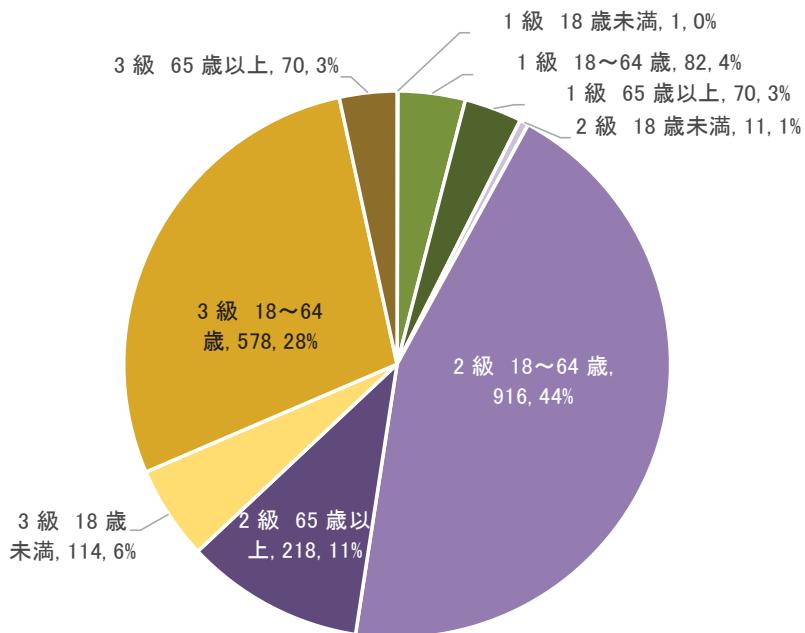
図 精神障がい者保健福祉手帳所持者の級別推移



資料：障がい福祉課調べ

【精神障がい者保健福祉手帳 年齢3区分別・等級（令和4年度末）】

図 精神障がい者保健福祉手帳所持者 年齢3区分別・等級（令和4年度末）



資料：障がい福祉課調べ

【精神障がい者保健福祉手帳 年齢3区分別・等級（令和4年度末）】

	18歳未満		18~64歳		65歳以上		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
1級	1	0.8	82	5.2	70	19.5	153	7.4
2級	11	8.7	916	58.1	218	60.9	1,145	55.6
3級	114	90.5	578	36.7	70	19.6	762	37.0
計	126	100.0	1,576	100.0	358	100.0	2,060	100.0

資料：障がい福祉課調べ

(5) 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者）の状況

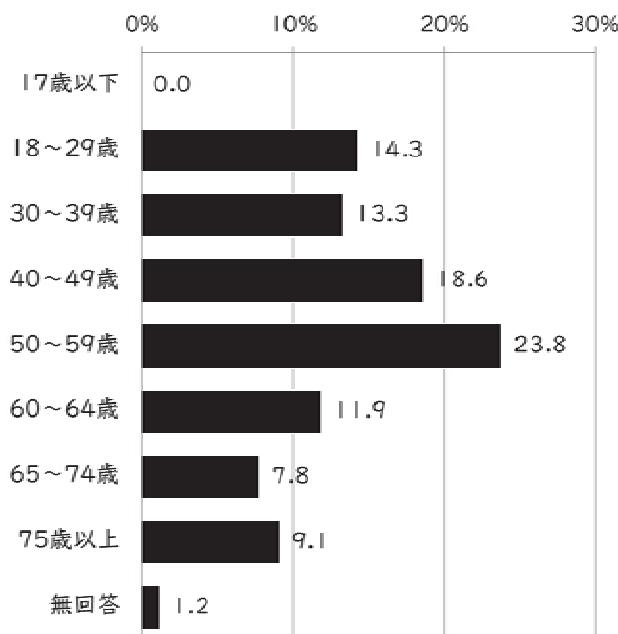
令和4年度末の難病患者は1,707人で、年齢別にみると、18歳未満が0人、18歳以上65歳未満が867人、65歳以上が840人となっています。

2. アンケート調査結果の概要（障がい者分）

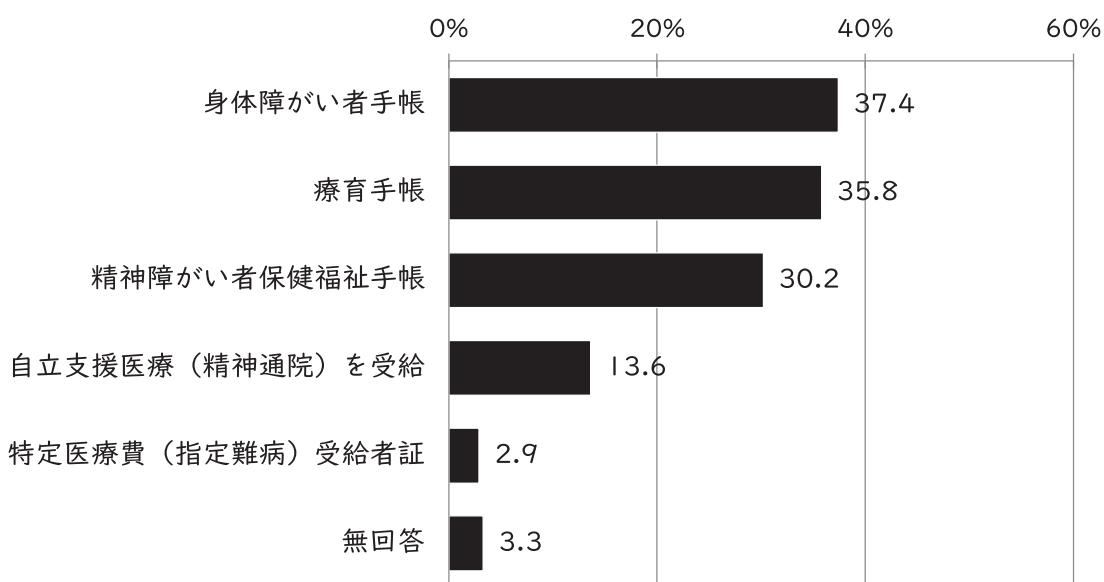
（1）回答者の属性

「回答者の年代」と「所持している障がい者手帳等の種類」は以下のとおりです。

回答者の年代（障がい者 645 人）



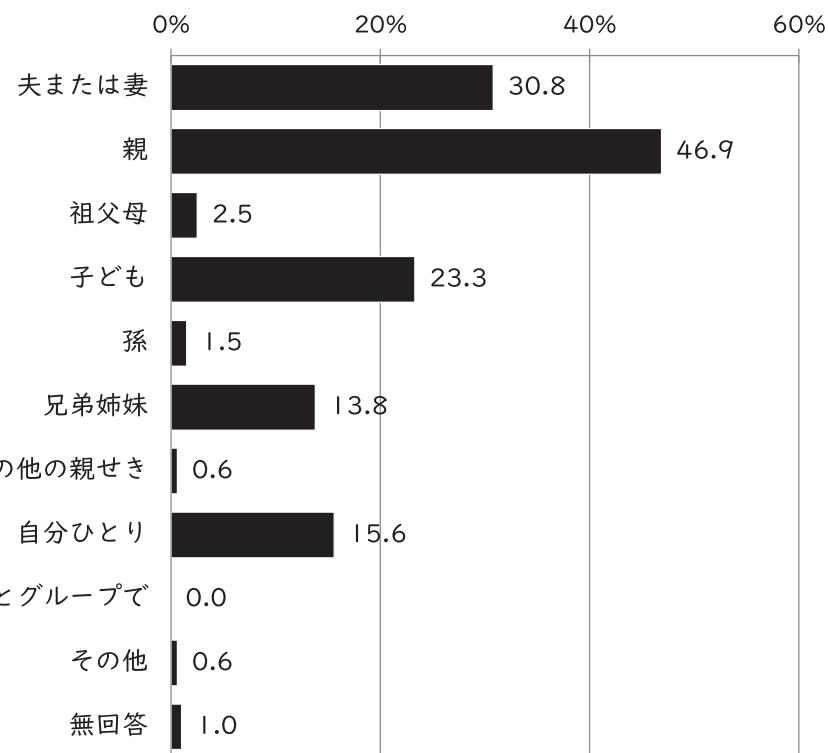
所持している障がい者手帳等の種類（複数回答）（障がい者 645 人）



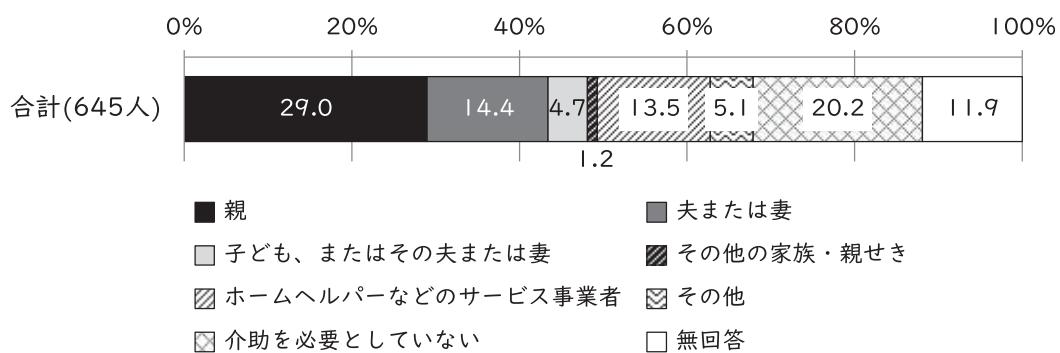
(2) 家族状況・生活状況

同居している家族は、「親」が46.9%と最も高く、次いで「夫または妻」が30.8%となっています。また、ひとり暮らしをしている人は、15.6%となっています。
また、主な介助者は、「親」が29.0%と最も高くなっています。

同居家族（障がい者 645 人）



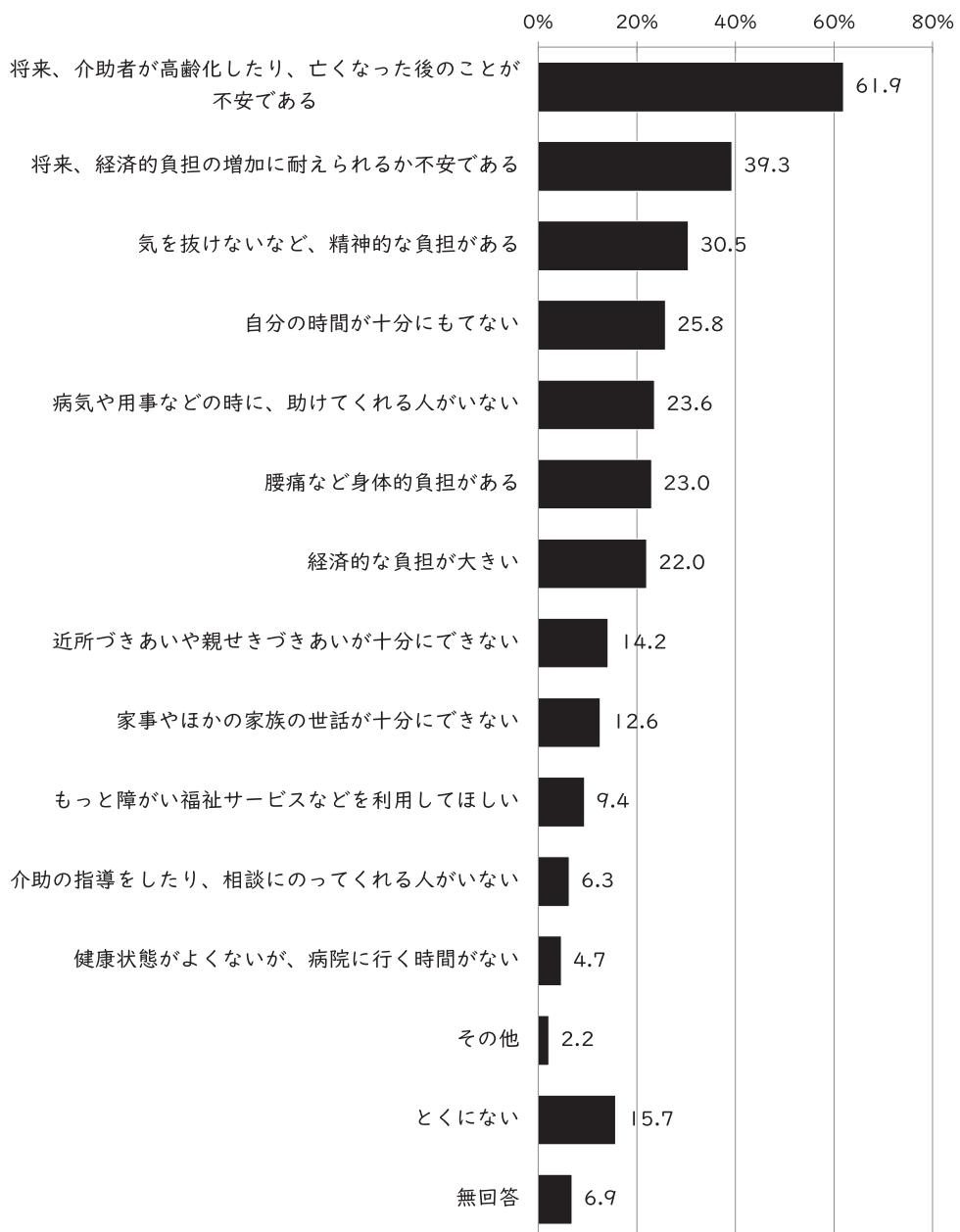
主な介助者（複数回答）（障がい者 645 人）



主な介助者の介助をする上での悩みごと・心配ごとは「将来、介助者が高齢化したり、亡くなった後のことなどが不安である」が61.9%と最も高くなっています。

次いで「将来、経済的負担の増加に耐えられるか不安である」が39.3%となっています。

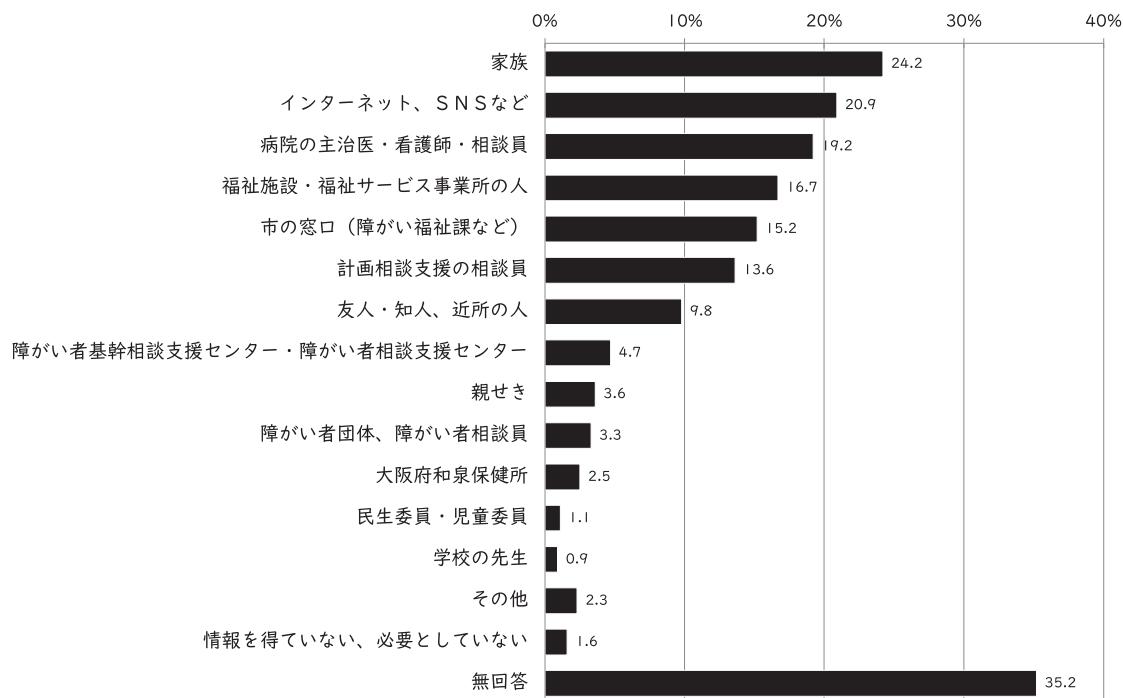
介助をする上で何か悩みごとや心配ごと（複数回答）（障がい者 318 人）



(3) 情報の入手・相談先

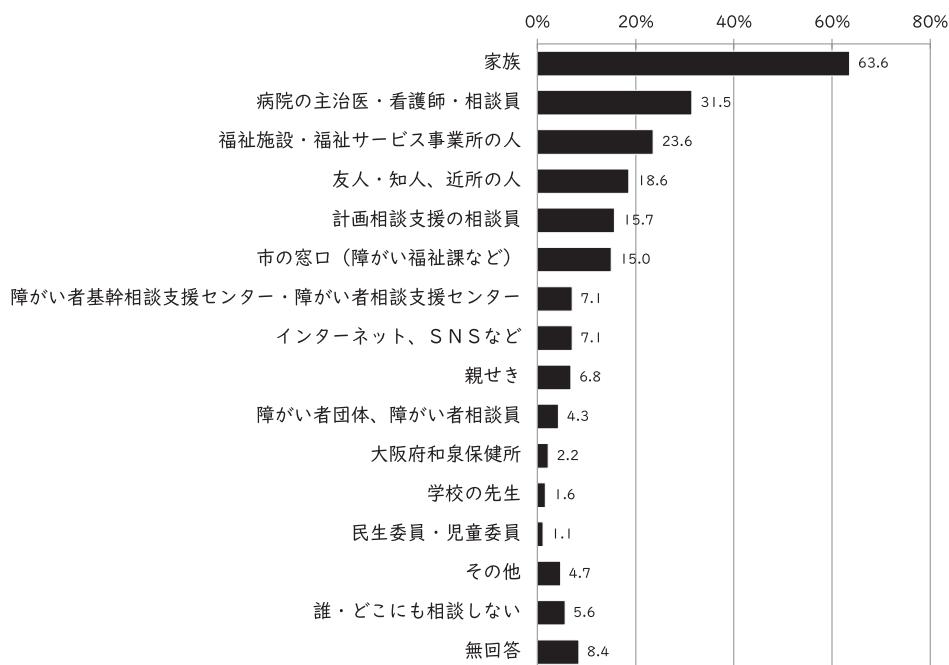
生活や福祉に関する情報の入手先で最も高いのは、「家族」が 24.2%、次いで「インターネット・SNSなど」が 20.9%と高くなっています。

生活や福祉に関する情報の入手先（複数回答）（障がい者 645 人）



相談先については、「家族」が 63.6%最も高くなっています。次いで「病院の主治医・看護師・相談員」が 31.5%となっています。

困っていることの相談先（複数回答）（障がい者 645 人）



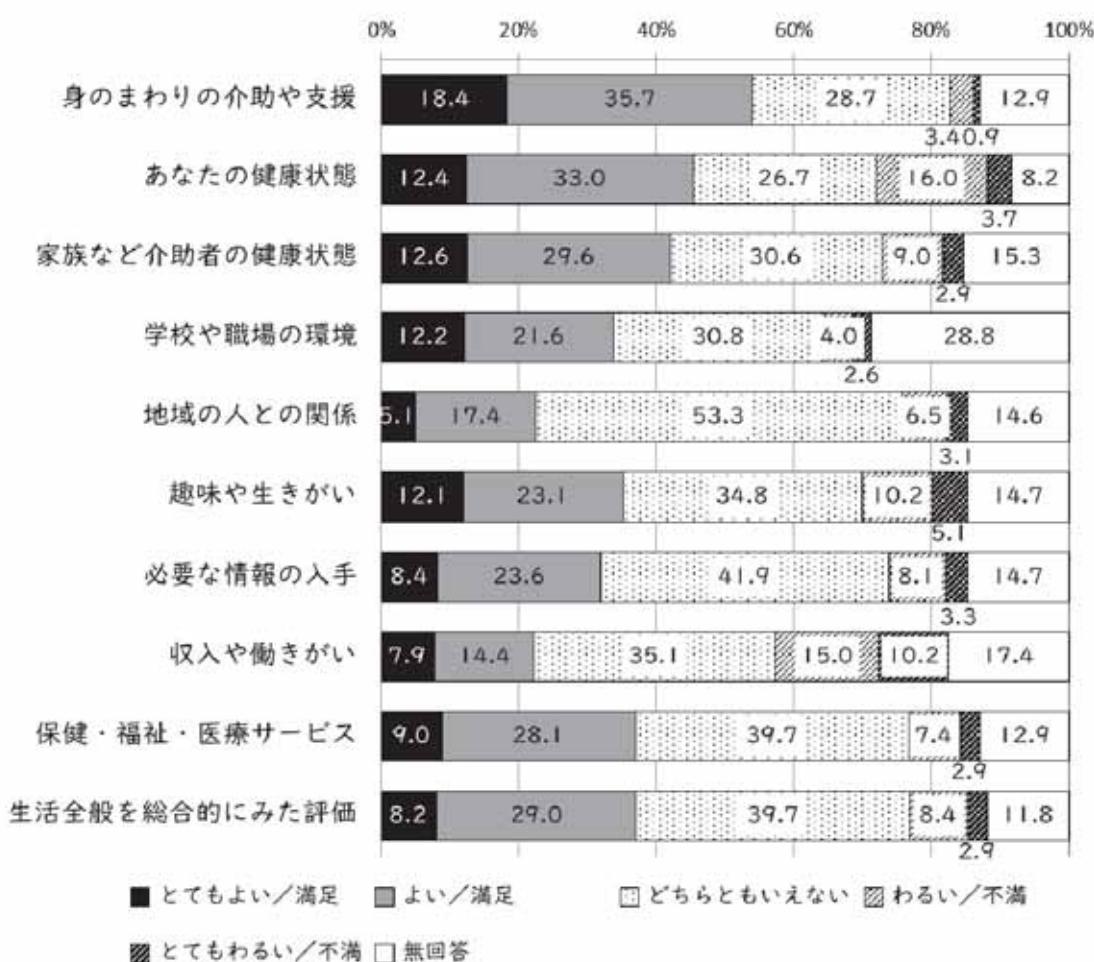
(4) 生活の評価（満足度）のこと

現在の生活に対する評価については、ほとんどの項目において満足が不満より上回っています。

ただし、「収入や働きがい」については、不満の方が満足を上回っています。

なお、「生活全般を総合的にみた評価」では、満足が37.2%、不満が11.3%となっています。

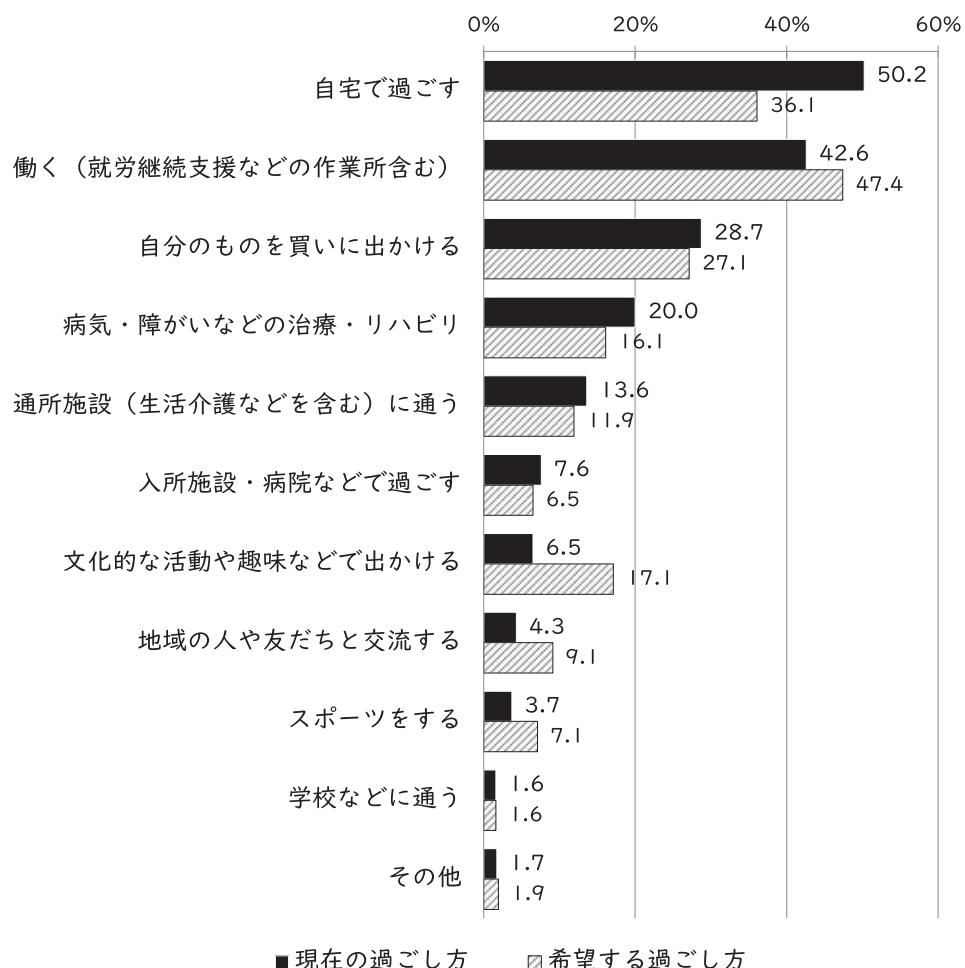
生活の評価（障がい者 645 人）



(5) 日中の過ごし方

現在の過ごし方では「自宅で過ごす」が50.2%であるのに対し、希望する過ごし方では36.1%となっており、働くやスポーツ、交流などの社会参加については、現在の過ごし方に比べて希望する過ごし方では多くなっています。

現在の過ごし方と希望する過ごし方（複数回答）（障がい者645人）

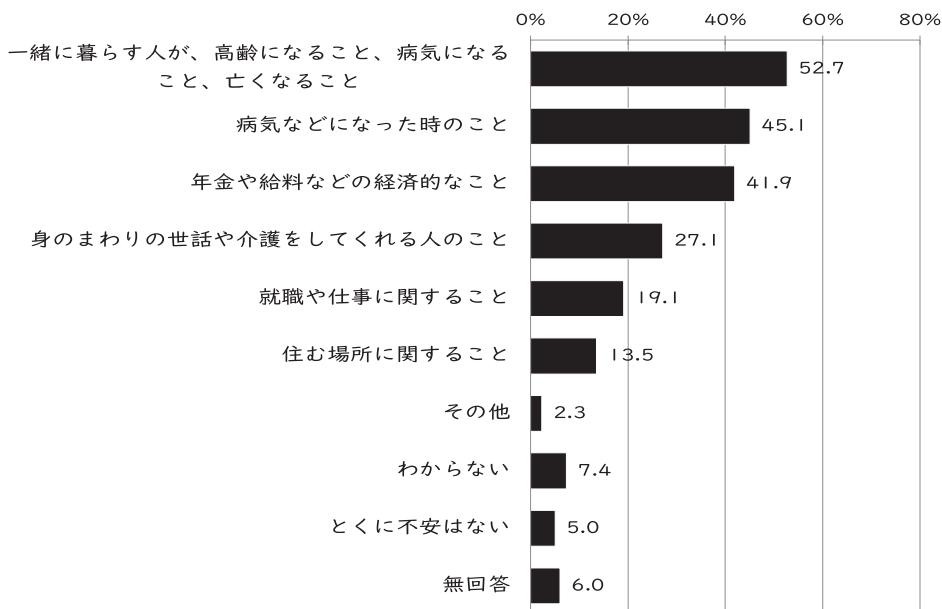


(6) 将来のこと

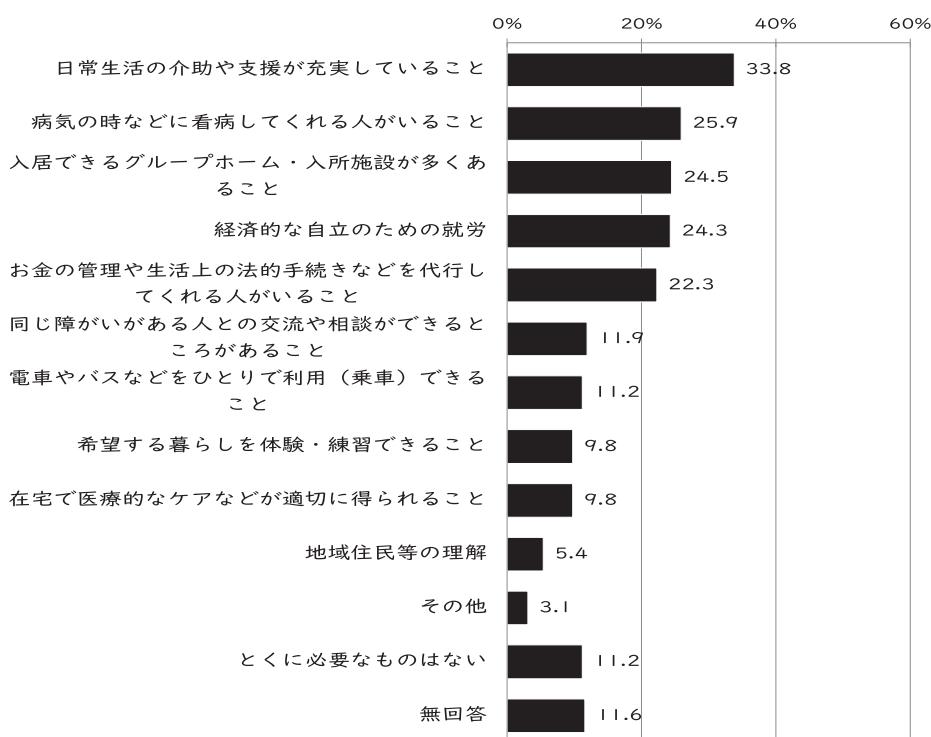
将来の不安については、「一緒に暮らす人が、高齢になること、病気になること、亡くなること」が52.7%と最も高く、次いで自身が「病気などになった時のこと」「年金や給料などの経済的なこと」が高くなっています。

また、希望する暮らしの実現のために必要なことについては、「日常生活の介助や支援が充実していること」が33.8%と最も高くなっています。

将来の不安（複数回答）（障がい者 645 人）



希望する暮らしを実現のため必要なこと（複数回答）（障がい者 645 人）

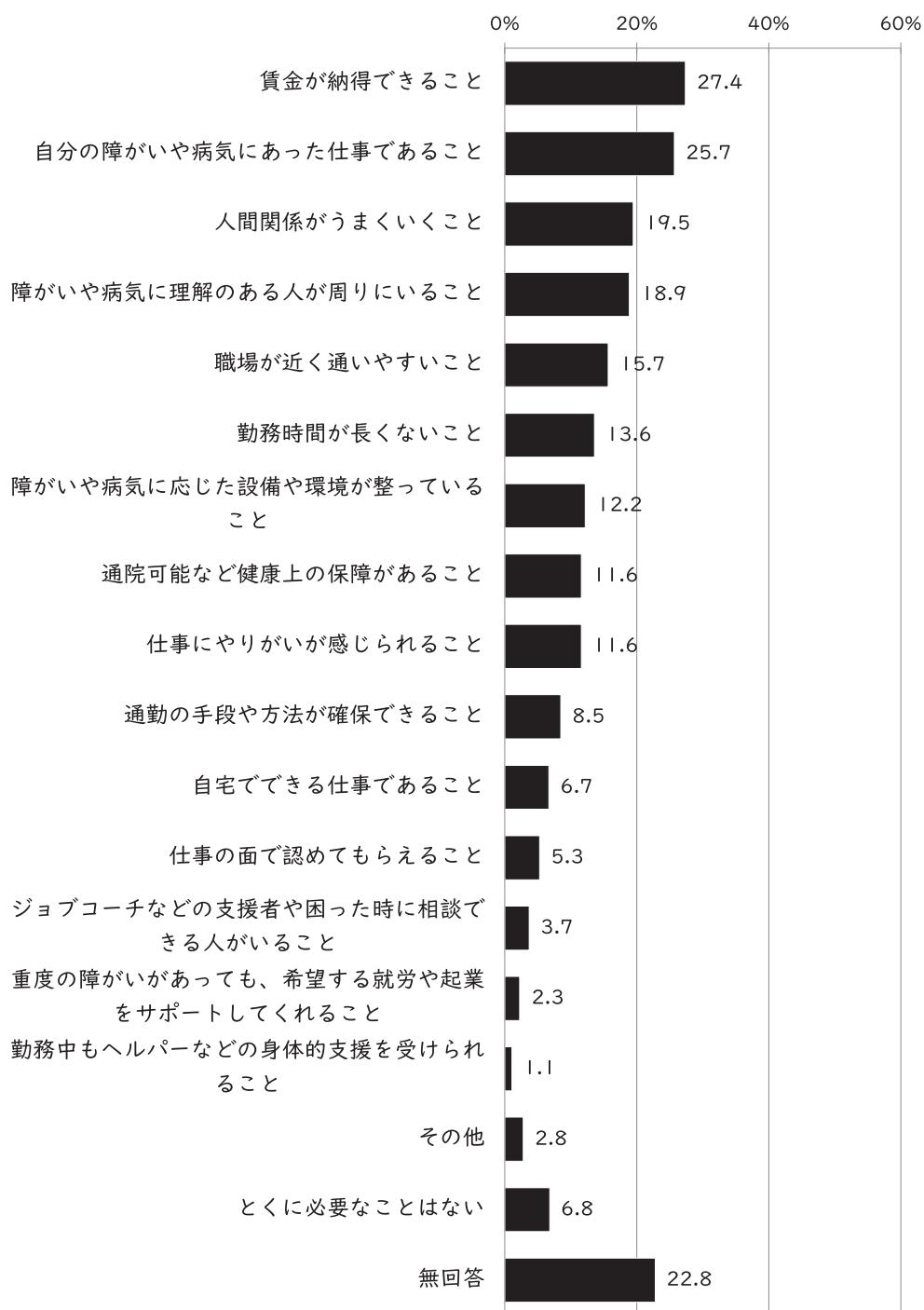


(7) 就労のこと

働くことや長く働き続けるために必要なことについては、「賃金が納得できること」が27.4%と最も高く、次いで「自分の障がいや病気にあった仕事であること」が25.7%となっています。

また、「重度の障がいであっても、希望する就労や起業をサポートしてくれる」と「勤務中もヘルパーなどの身体的支援を受けられること」などケアを要する状態であっても就労を希望する人がいます。

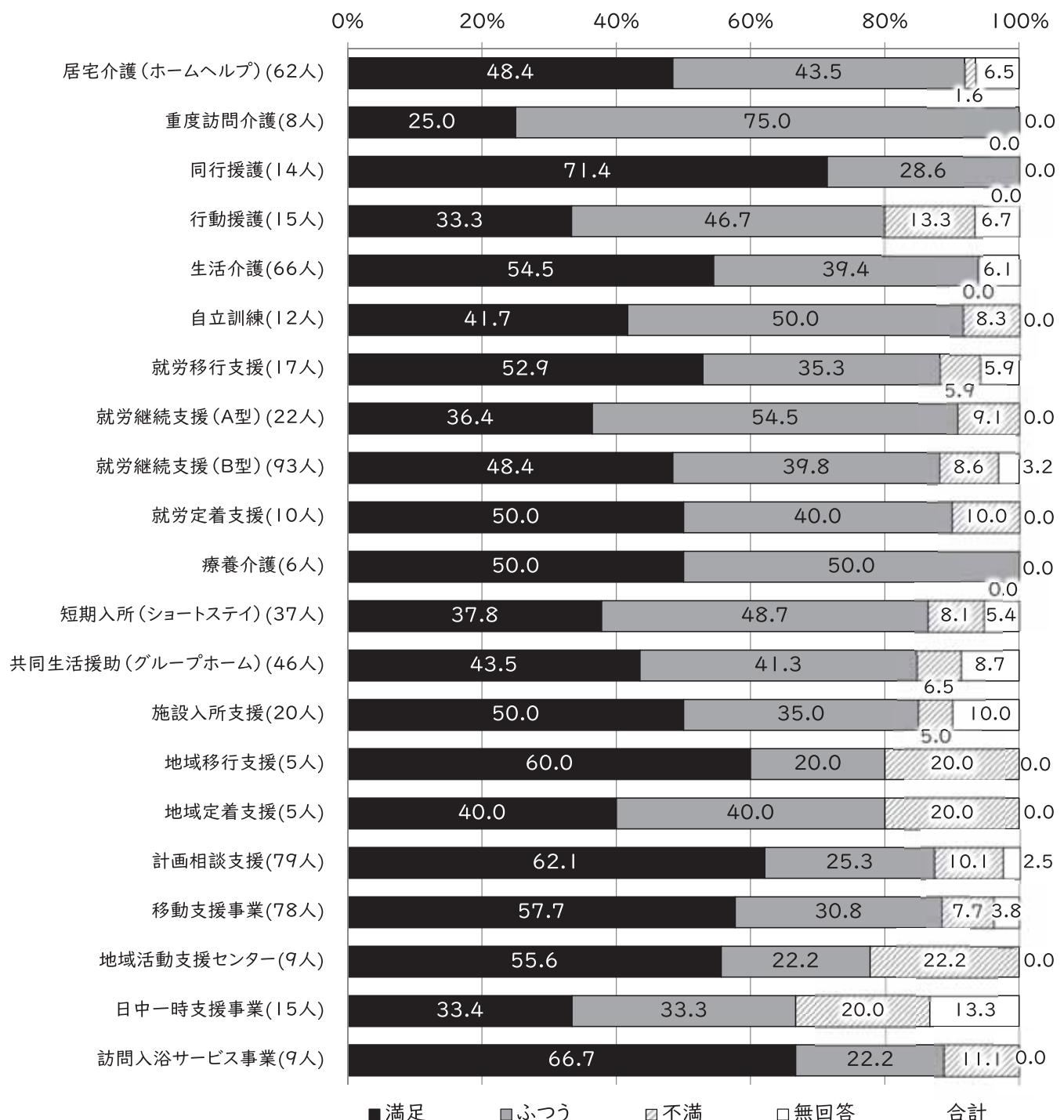
働くことや、長く働き続けるために必要なこと（複数回答）（障がい者 645 人）



(8) 障がい福祉サービスのこと

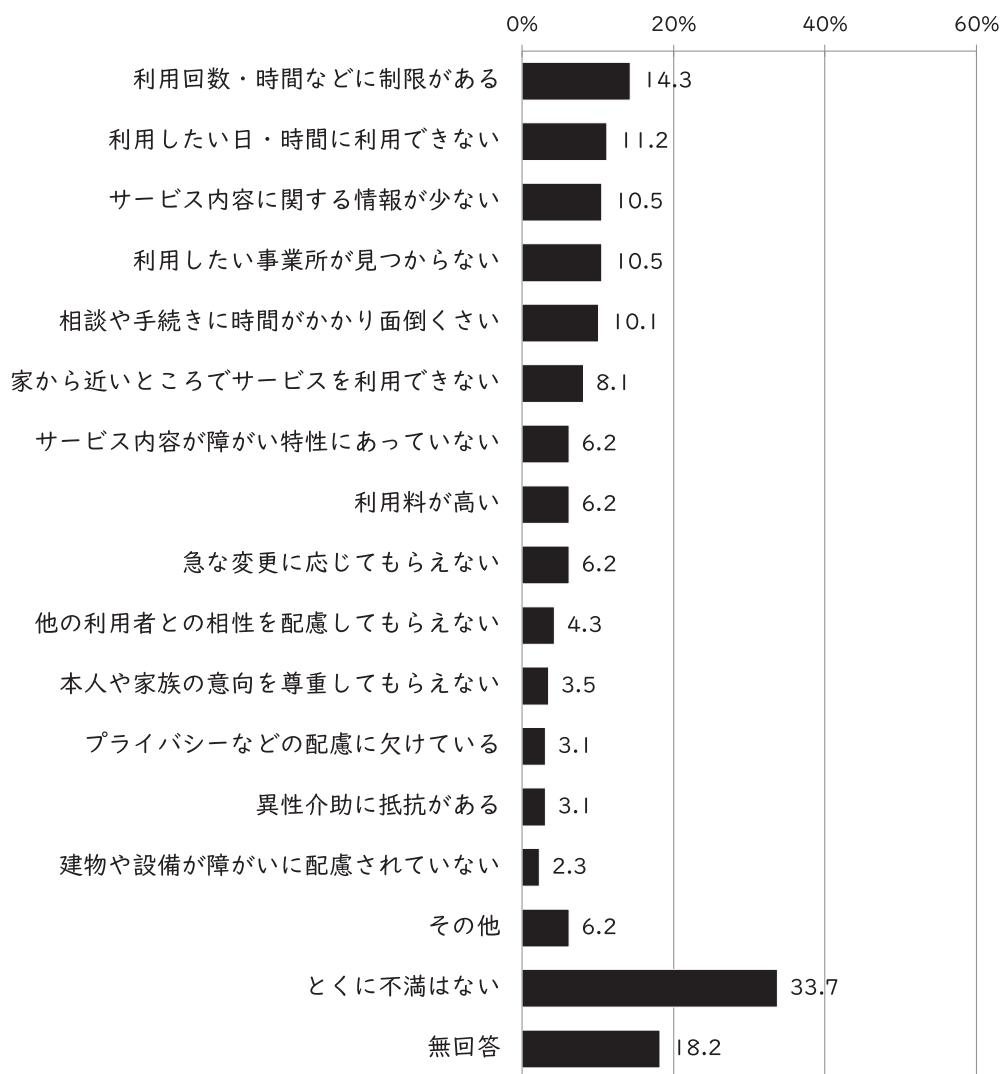
障がい福祉サービスの満足度については、以下のとおりの状況です。多くの人が「満足」または「ふつう」と回答していますが、一定数の人が「不満」と回答しています。

障がい福祉サービスの満足度



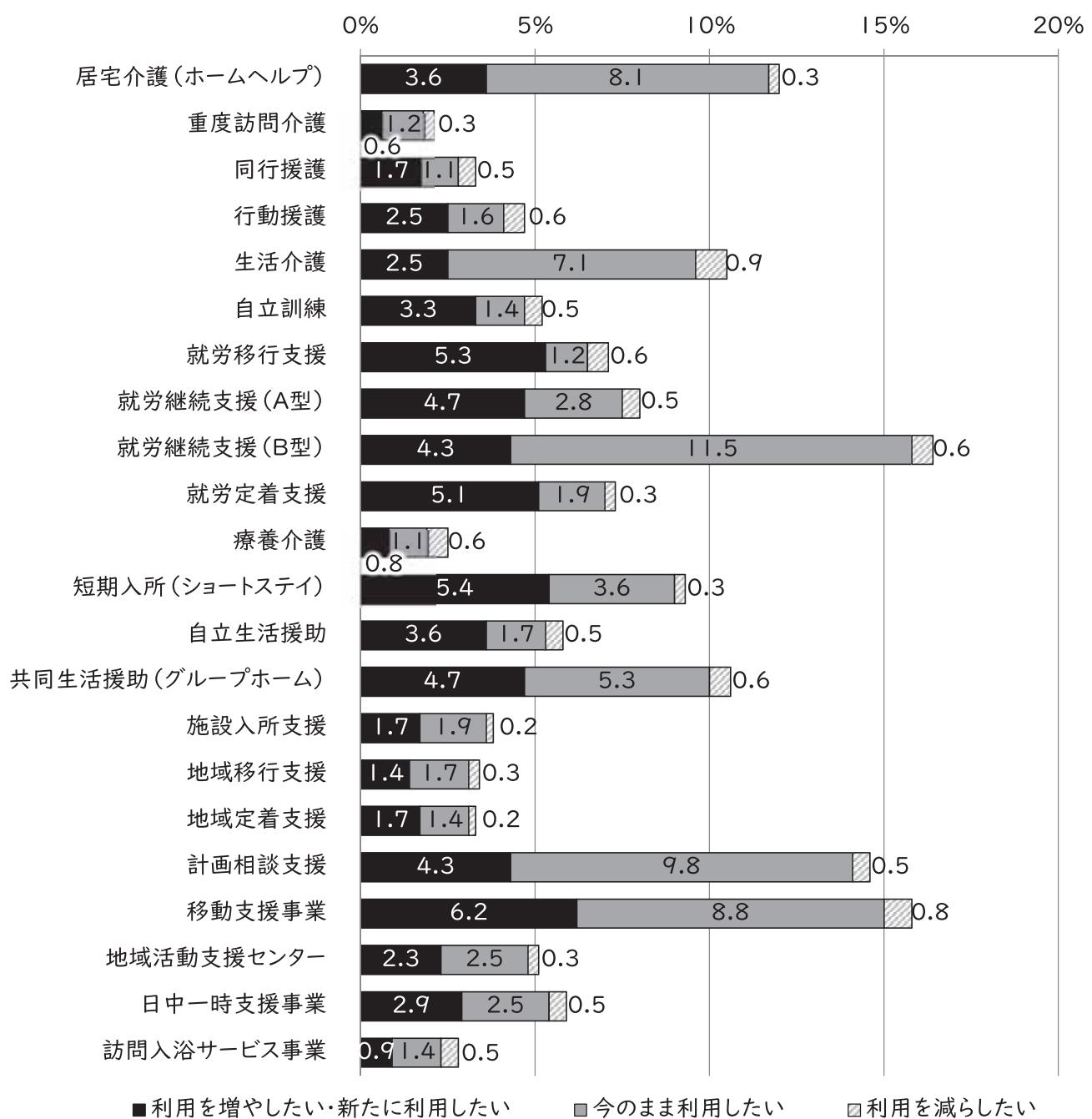
障がい福祉サービスを利用して不満に思うことについては、「特に不満はない」を除くと、「利用回数・時間などに制限がある」が14.3%と最も高く、次いで「利用したい日・時間に利用できない」「利用したい事業所が見つからない」「サービス内容に関する情報が少ない」などが高くなっています。

障がい福祉サービスなどをを利用して不満に思うこと（複数回答）（障がい者 258 人）



今後の障がい福祉サービスの利用に関する意向については、「利用を増やしたい・新たに利用したい」が一定数あり、「利用を減らしたい」という意向はほとんどありません。

福祉サービス等の利用意向（障がい者 645 人）



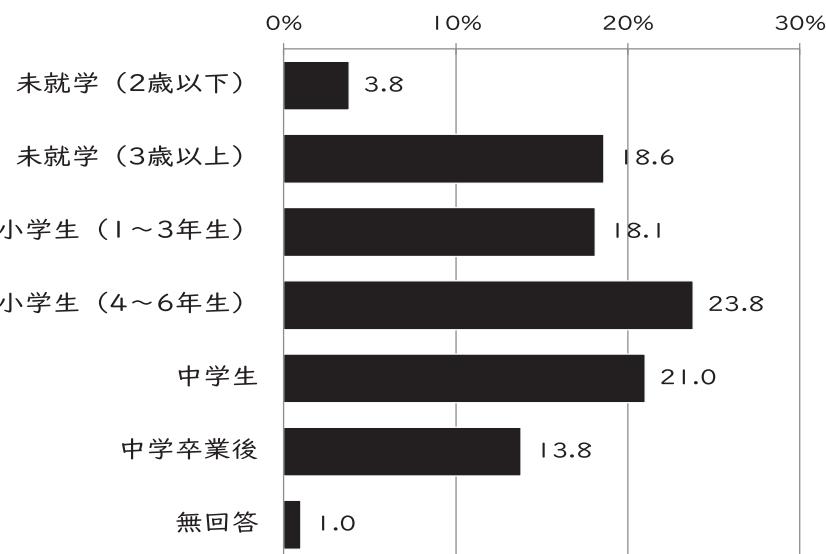
3. アンケート調査結果の概要（障がい児分）

（1）回答者の属性

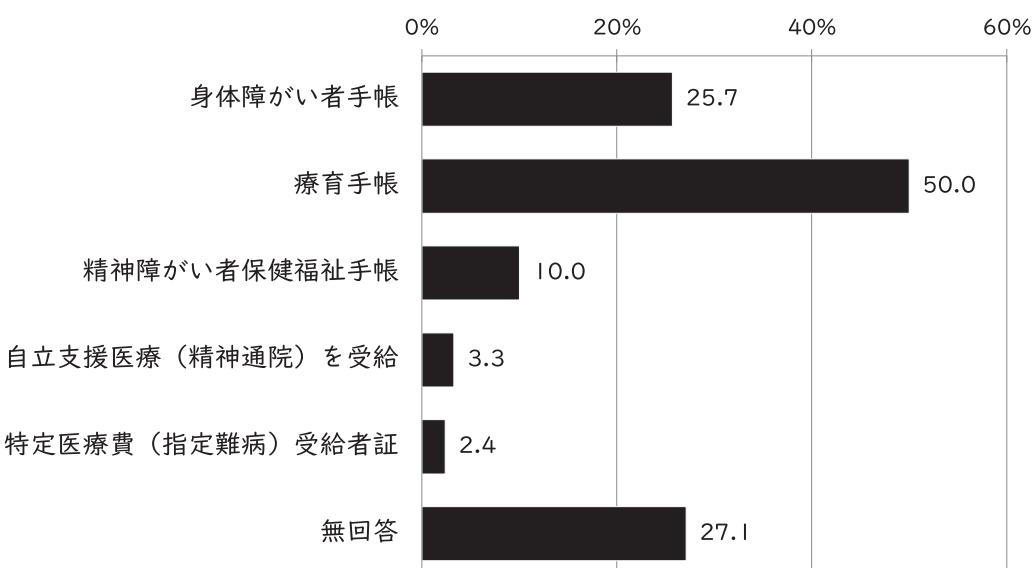
障がい児向けアンケート調査の「回答者の年齢・学年」と「所持している手帳等の種類」は、以下のとおりです。

なお、障がい児向けアンケート調査で「所持している手帳等の種類」の「無回答」には、「児童通所支援サービス」を利用している子どもが多数含まれています。

回答者の年齢・学年（障がい児等 210 人）



所持している障がい者手帳等の種類（複数回答）（障がい児等 210 人）

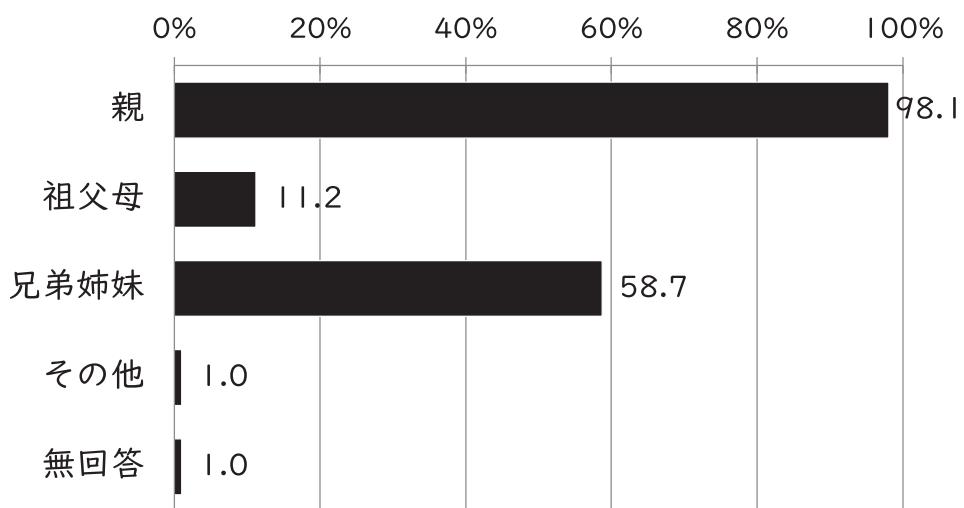


(2) 家族状況・生活状況

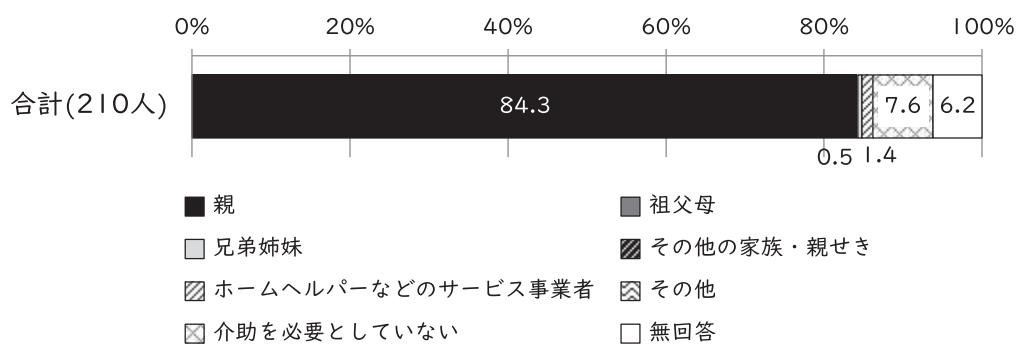
回答者のうち「親」と同居が98.1%、「兄弟姉妹」は58.7%、「祖父母」は11.2%でした。

主な介助者は、「親」が84.3%と最も多くなっています。

家族状況（複数回答）（障がい児等210人）

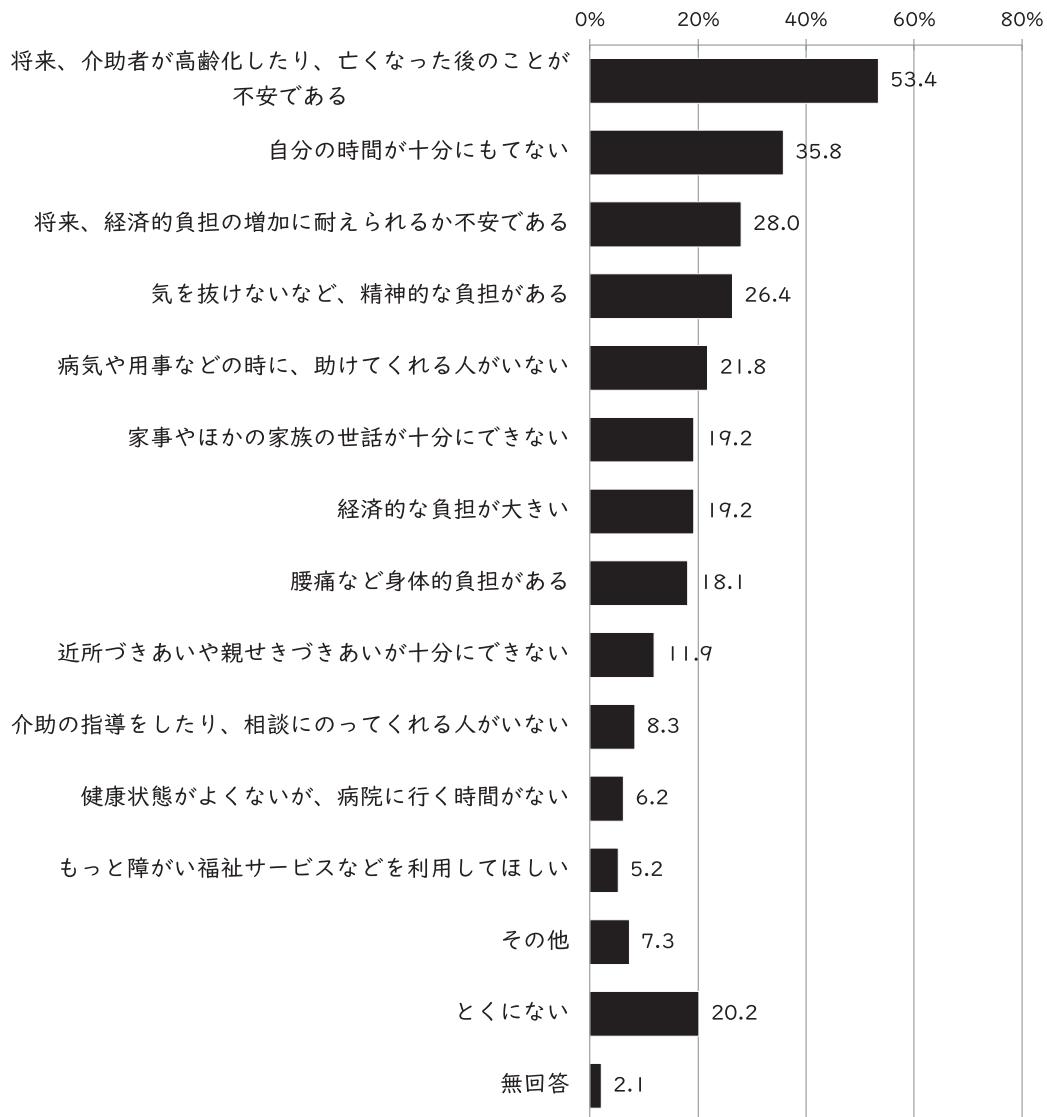


主な介助者（障がい児等210人）



主な介助者の介助をする上で悩みごと・心配ごとは、「将来、介助者が高齢化したり、亡くなった後のこと」が53.4%と最も高くなっています。次いで、「自分の時間が持てない」が35.8%となっています。

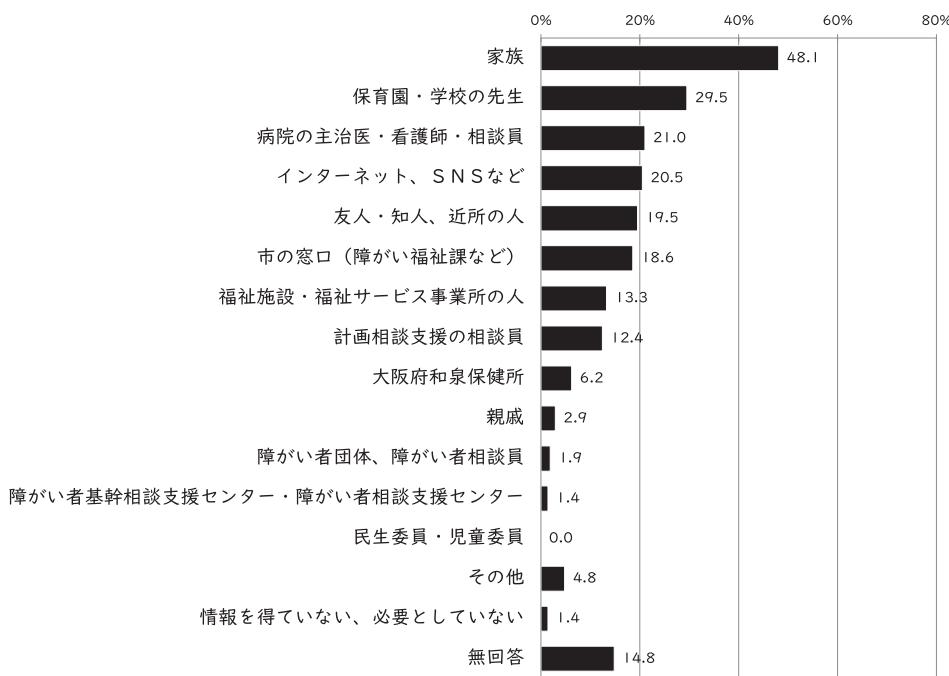
主な介助者の介助をする上で何か悩みごとや心配ごと（複数回答）（障がい児等193人）



(3) 情報の入手・相談先

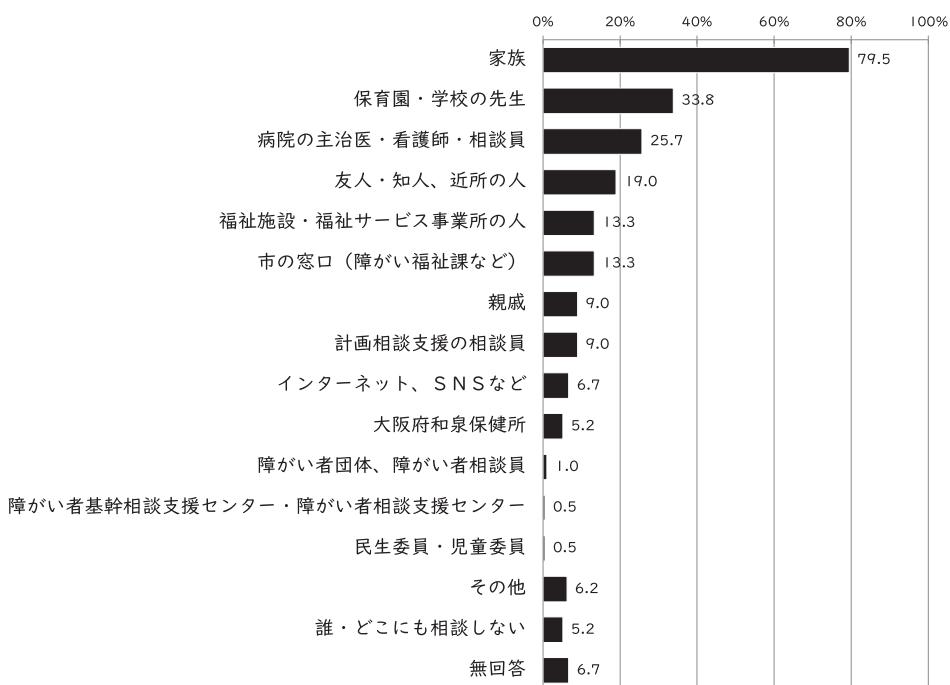
生活や福祉に関する情報の入手先で最も多いのは、「家族」48.1%、次いで「保育園・学校の先生」が29.5%となっています。

情報の入手（複数回答）（障がい児等 210 人）



相談先で最も多いのは、「家族」79.5%、次いで「保育園・学校の先生」が33.8%となっています。

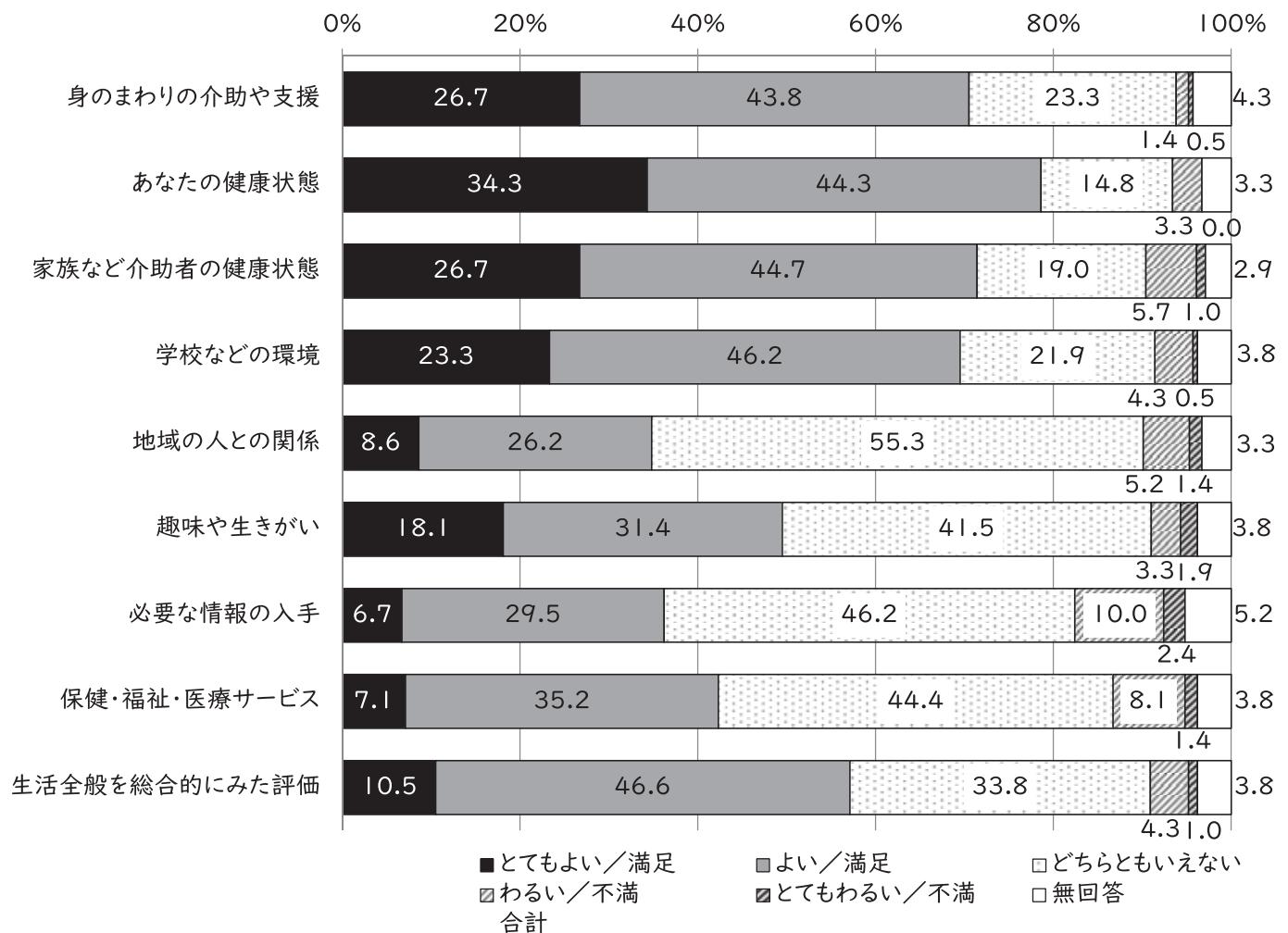
相談先（複数回答）（障がい児等 210 人）



(4) 生活の評価（満足度）のこと

現在の生活についての評価は、以下のとおりで、「生活全般を総合的に見た評価」では、「満足」が57.1%と半数以上で、「不満」が5.3%となっています。

生活の評価（障がい児等210人）



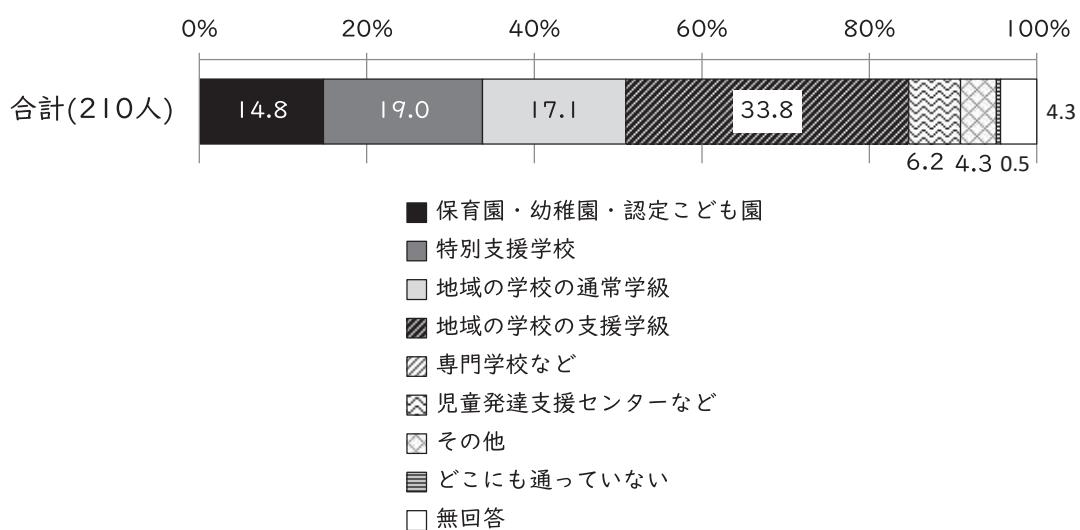
(5) 学校等・日中の過ごし方のこと

回答者の、学校等の在籍状況は以下のとおりです。

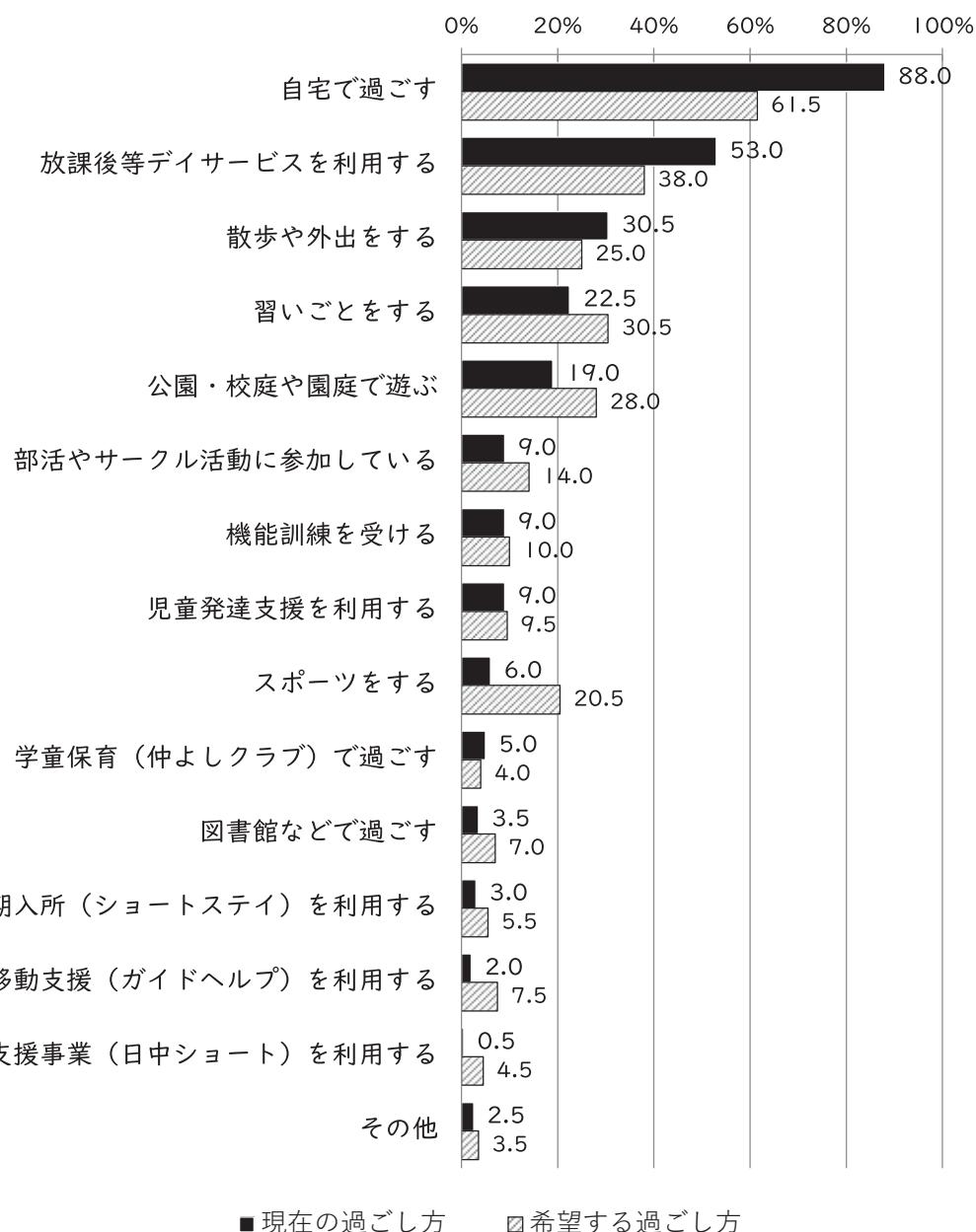
休日や放課後の過ごし方の現在と希望を比較すると、「公園・校庭や園庭で遊ぶ」「習い事をする」「スポーツをする」で希望が現在より特に割合が多くなっています。

希望する過ごし方を実現するために必要なこと（複数回答）は、「児童・生徒のニーズに応じた学習指導の充実」が39.5%、「支援・サービスを提供する事業所の充実」が37.0%、「必要に応じて相談ができるさまざまな窓口の充実」が35.5%、「障がいのある人に対する地域の理解促進」30.5%の順に多くなっています。

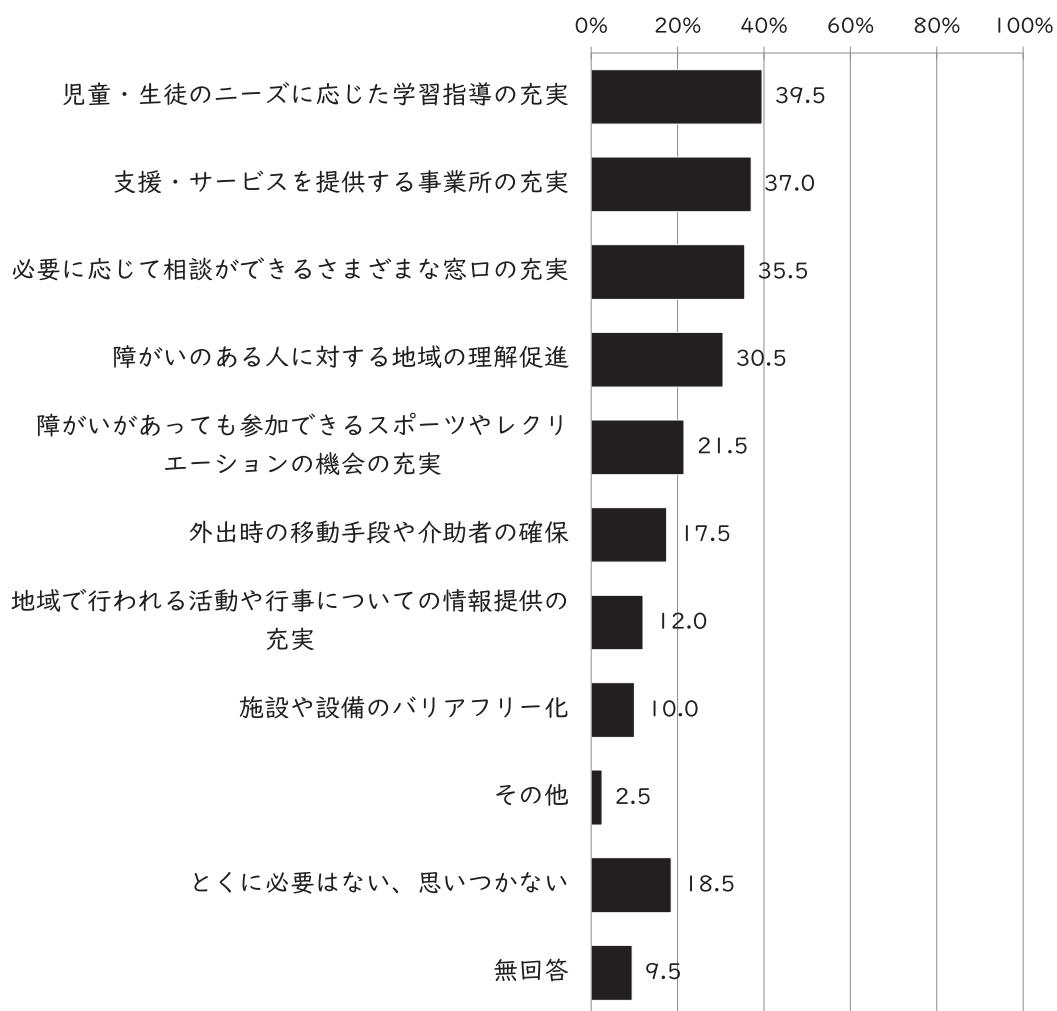
学校等の在籍状況（障がい児等 210 人）



学校などの休日や放課後の現在の過ごし方と希望する過ごし方
(複数回答) (障がい児等 210 人)



希望する過ごし方を実現するために必要なこと（複数回答）（障がい児等 210 人）

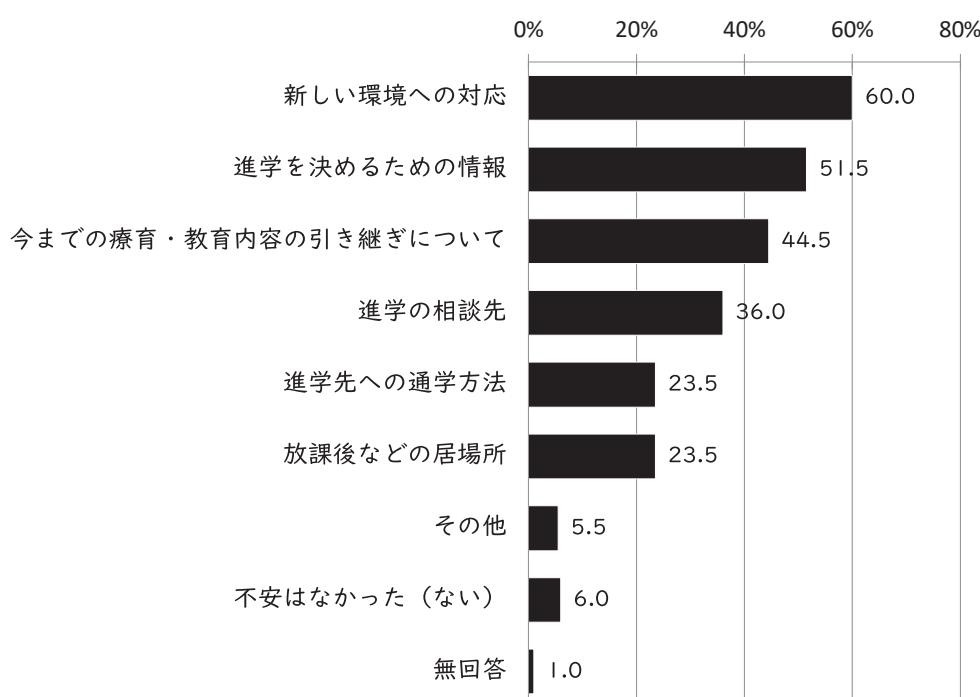


(6) 進学・進級のこと

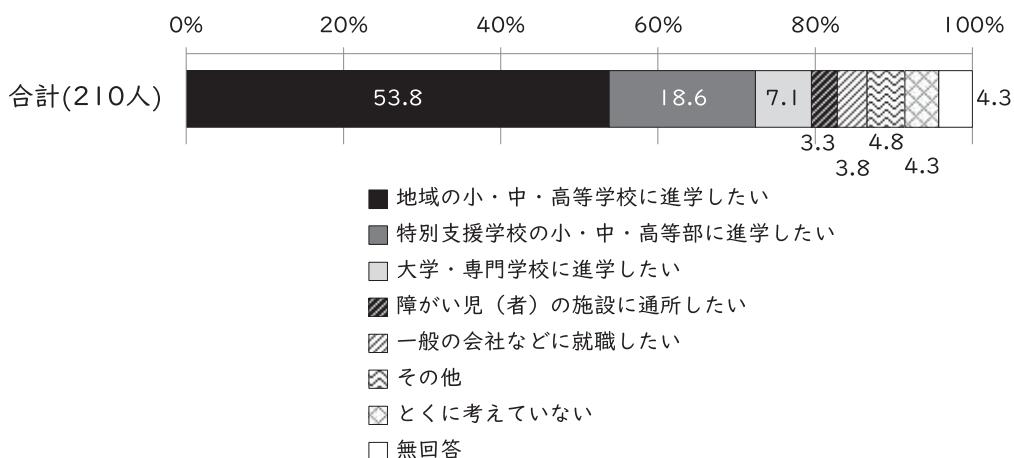
進学や進級に際しての不安(複数回答)では、「新しい環境への対応」が60.0%、「進学を決めるための情報」が51.5%、「今までの療育・教育内容の引き継ぎについて」が44.5%、「進学の相談先」36.0%となっています。

卒業後の進路については、「地域の小・中・高等学校に進学したい」が53.8%と最も多くなっています。

進学や進級に際しての不安 (複数回答) (障がい児等 210 人)



卒業後の進路 (障がい児等 210 人)



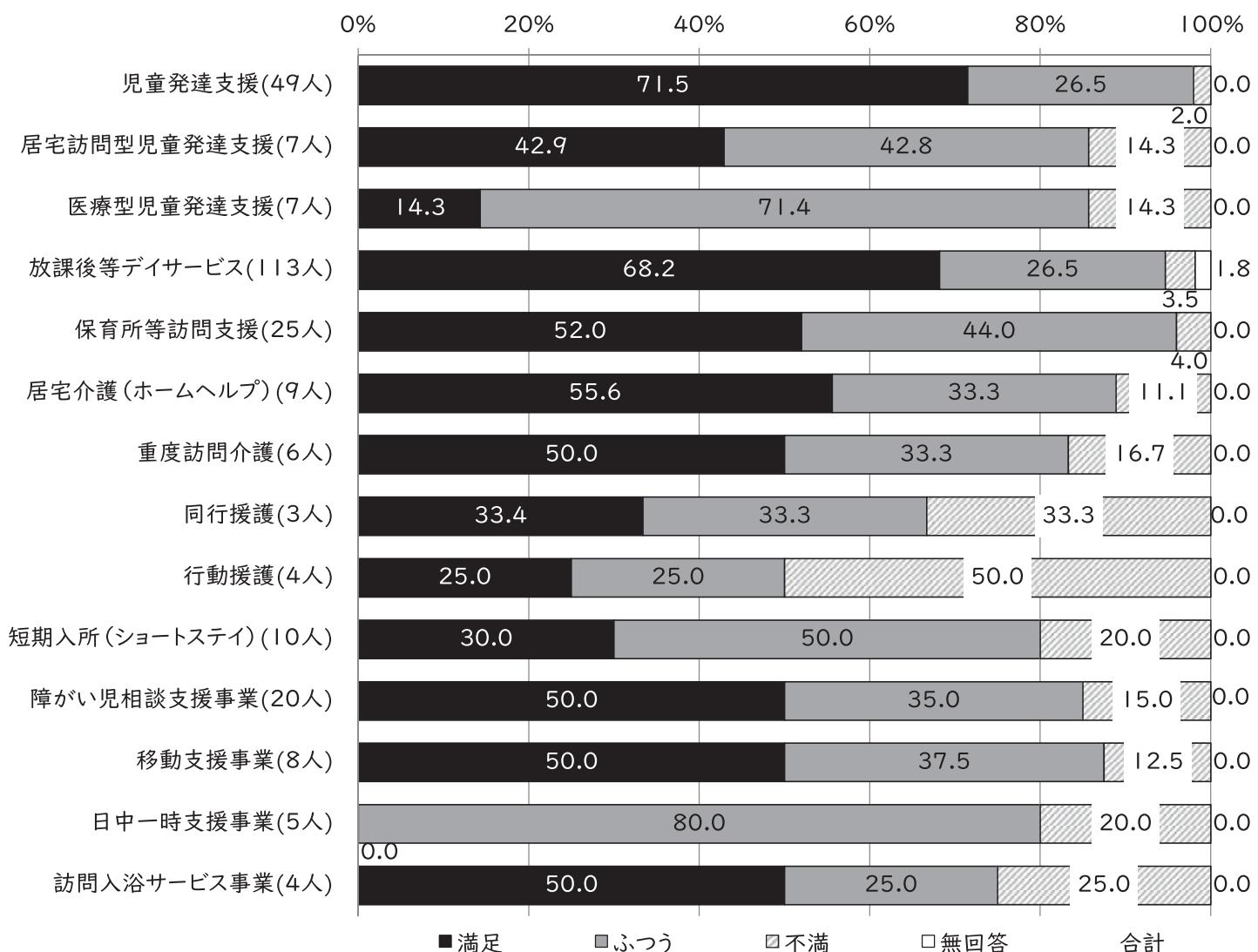
(7) 障がい児福祉サービスのこと

障がい児等で、過去1年間に障がい児福祉サービス等を利用した方は、164名で全体の78.1%となっています。

障がい福祉サービスの利用者の評価をみると、「満足」では、「児童発達支援」71.5%、「放課後等デイサービス」68.2%、「居宅介護（ホームヘルプ）」55.6%、「保育所等訪問支援」52.0%となっています。

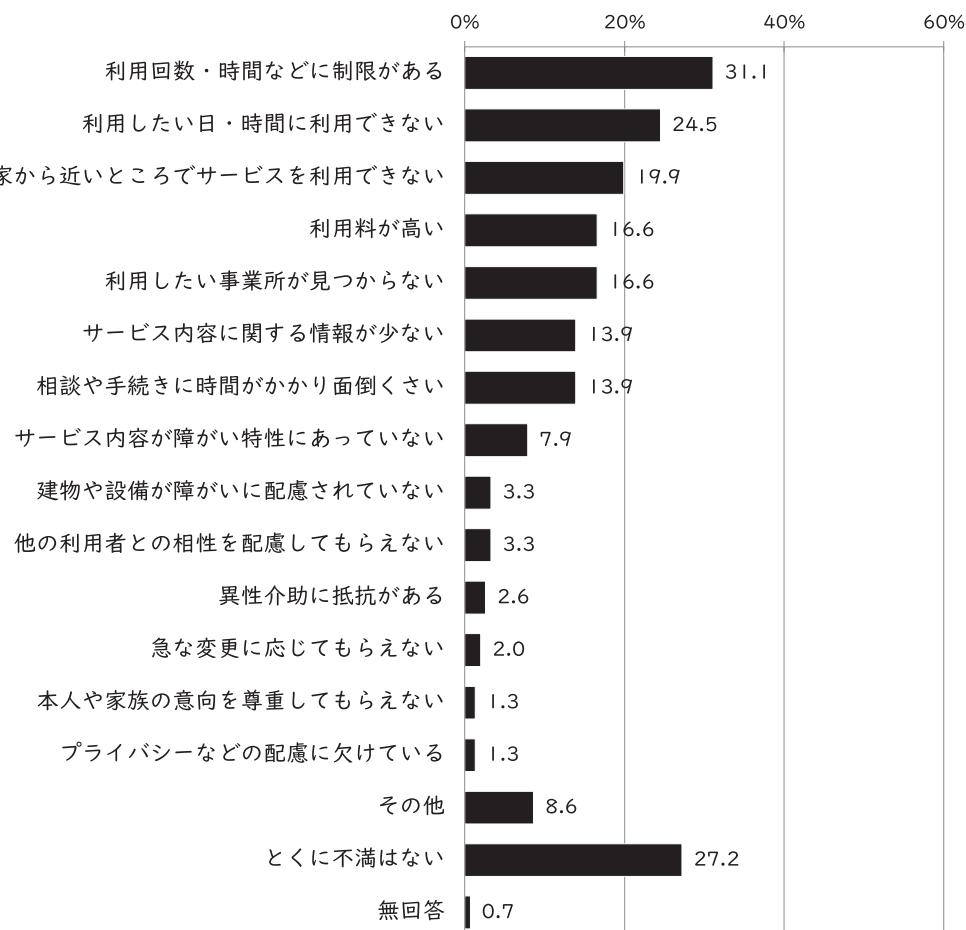
「不満」では、「行動援護」50.0%となっています。

障がい児福祉サービスの評価



障がい児福祉サービス等を利用している人が、障がい福祉サービスなどを利用して不満に思うこと（複数回答）は、「利用回数・時間などに制限がある」が最も多く次いで「利用したい日・時間に利用できない」、「家から近いところでサービスを利用できない」となっています。

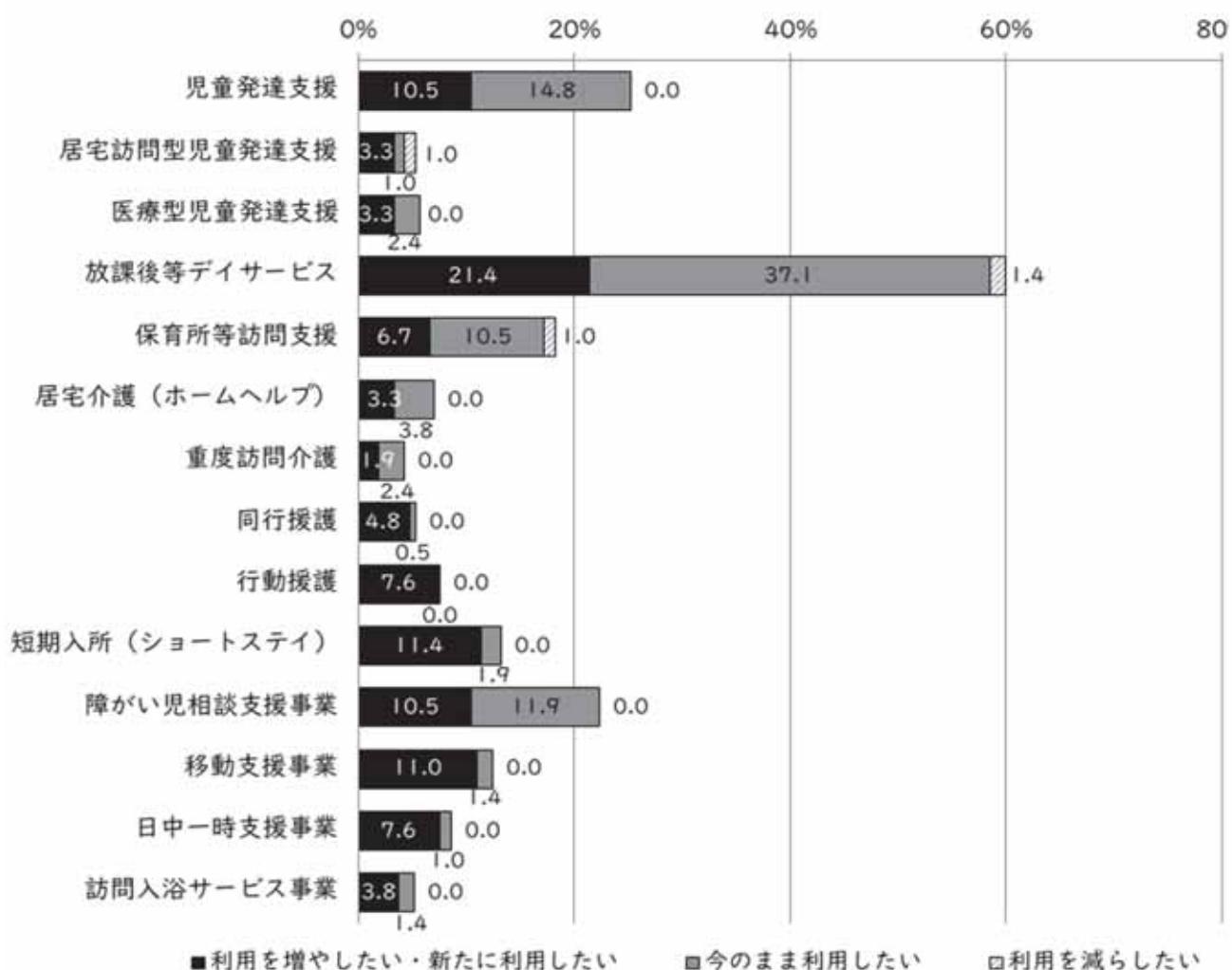
障がい福祉サービスなどを利用して不満に思うこと（複数回答）（障がい児等 151 人）



今後3年以内の利用意向は、「利用を増やしたい・新たに利用したい」では、「放課後等デイサービス」21.4%、短期入所（ショートステイ）」11.4%、「児童発達支援」10.5%、「障がい児相談支援事業」10.5%、「移動支援事業」11.0%となっています。

「今まま利用したい」では、「放課後等デイサービス」37.1%、「児童発達支援」14.8%、「障がい児相談支援事業」11.9%、「保育所等訪問支援」10.5%となっています。

通所支援・福祉サービス・支援事業の利用意向（障がい児等210人）



4. 障がい児・者福祉に関する課題

(1) 障がい児・者福祉共通の課題

【福祉サービスの充実】

福祉サービスの利用意向について、新たな利用や利用回数の増加の意向が一定数あり、引き続きサービスの量・質の充実が必要です。

【切れ目ない相談支援】

進学や進級に際しては、ほとんどの障がい児が不安を感じており、適切な情報提供とともに、療育・教育の引き継ぎや次の段階を見据えた準備等、ライフステージの節目での丁寧な相談・支援が必要です。

また、障がい児から障がい者への移行にあたっても、切れ目のない支援ができるよう提供体制の構築が必要です。

【情報提供等の充実】

障がい者やその家族があらゆる方法で、必要な情報の入手や相談ができるよう、情報発信の充実と身近な地域で相談ができるよう周知などを行う必要があります。

(2) 障がい者福祉に関する課題

【地域生活の支援】

将来の介助者の高齢化などに不安を感じる人は多く、いわゆる「親亡き後」を見据えて、障がい者が地域での生活を継続できるよう相談支援体制の充実を図るとともに、グループホームなどの障がい福祉サービスの提供体制を充実する必要があります。特に強度行動障がいなどの重度の障がい者に対する支援体制の充実は重要な課題です。

【精神障がいに対する相談支援体制の充実】

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は年々大幅に増加しており、精神障がいのある人への相談支援体制やサービス提供体制の充実が必要です。

【就労支援等の充実】

就労や働きがいに課題を感じている人は多くあり、就労に関する相談窓口の周知を行うとともに、就労支援機関等の連携体制を構築し、就労支援の充実を図る必要があります。

(3) 障がい児福祉に関する課題

【家族まるごと支援】

障がい児の半数以上が兄弟姉妹と同居しており、親は子どもの介助に加えて家事やほかの家族の世話をしていることから、自分の時間が十分にもてないという悩みが多く、障がい児福祉については、より家族全体で捉えることが重要と考えられます。

【保育・教育・保健医療・福祉の連携】

保育園・学校の先生や、かかりつけの医療機関は、身近な相談者として大きな位置を占めており、保育・教育・保健医療と福祉が連携して相談・支援の充実に取り組む体制構築が必要です。

(4) その他障がい福祉施策の充実

障がい理解の推進、障がい者の社会参加の促進、地域での住民同士の付き合いなど障がいを取り巻く自助・共助の住民自治（地域福祉）のあり方など障がい者が住みやすいまちづくり、地域共生社会の実現に向けた施策については、関連計画である地域福祉計画と連携し、障がい者計画において整理することとします。